

介護支援専門員実務研修

1日目

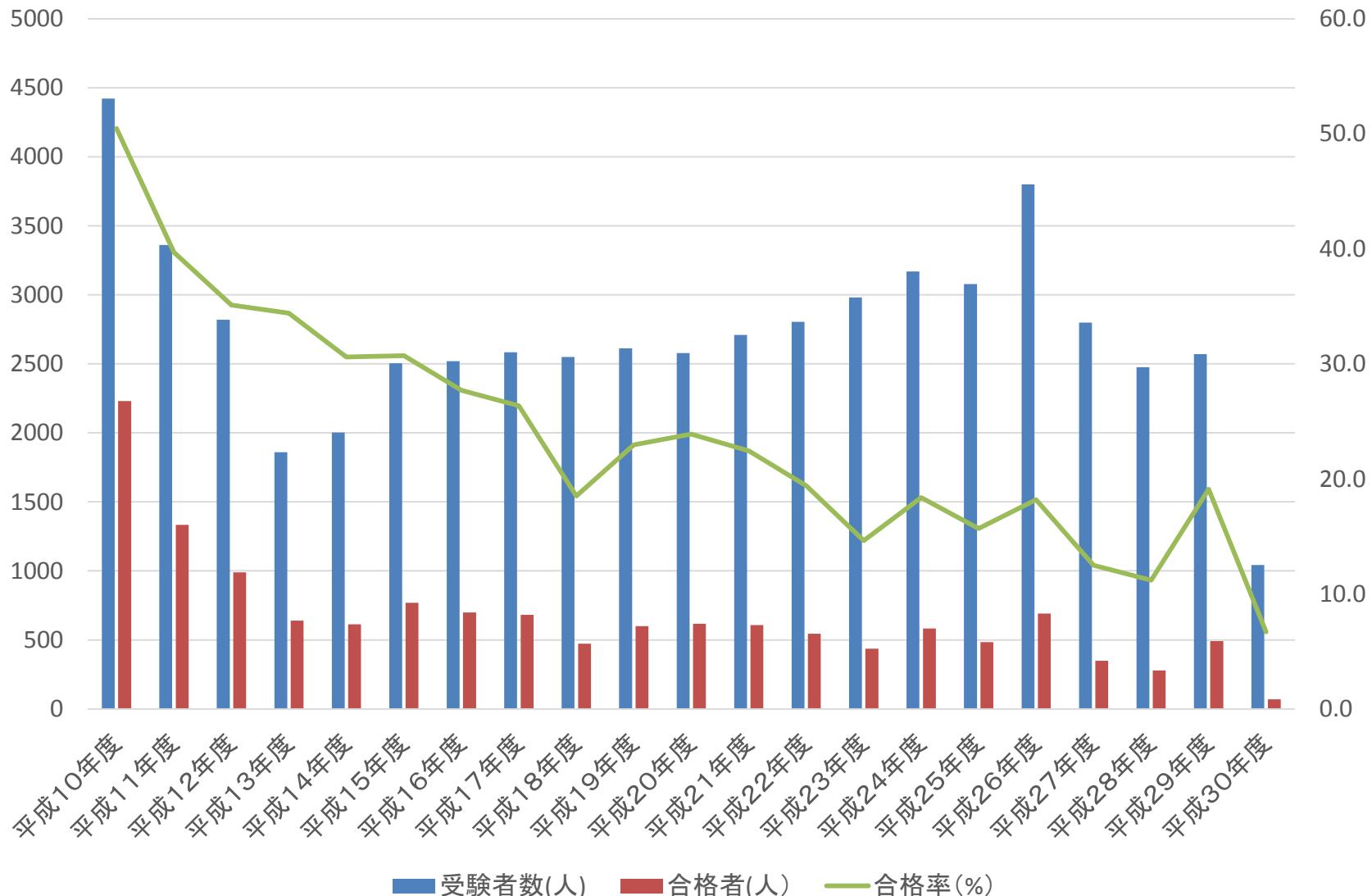
第1章

介護保険制度の理念・現状 及びケアマネジメント

星の家中央居宅介護支援事業所
柴田倫宏

ケアマネ試験の推移

合格者総数 14, 178人



研修では様々な課題が与えられます

- ・「目標シート」 これから記載をしてください。
- ・「研修記録シート」 研修開始、終了時に記載をしてください。

平成30年度 介護支援専門員実務研修 【研修目標シート】

管理番号		氏名	
------	--	----	--

このシートは、研修受講前に受講者が受講にあたっての目標とその成果を記載するものです。
研修で学びたいこと、目標、成果等について記入してください。

1. 受講前

記入日： 平成 年 月 日

受講目標(研修で学びたいことや、どのような行動ができるようになりたいかについて記載してください。)

--

研修記録シート

【記入日】平成 年 月 日	会場
---------------	----

【目的】

介護保険制度の理念等を理解するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の現状を理解する。また、介護保険制度における利用者の尊厳の保持及び自立支援に資するケアマネジメントの役割を理解し、地域包括ケアシステムにおける介護支援専門員の役割を認識する。

修得目標	自己評価*		自由記載欄 (この項目で学んだこと、気づいたこと)
	受講前	受講後	
1 介護保険制度の創設の背景や基本理念について説明できる。			
2 ケアマネジメントの導入の意義と介護支援専門員の役割について説明できる。			
3 地域包括ケアシステムが求められる背景や基本理念について説明できる。			
4 自らの地域の地域包括ケアシステムの現状を把握する方法について説明できる。			
5 介護サービスの利用手続き(要介護認定等に関する基本的な視点と概要)について説明できる。			
6 居宅サービス計画等の重要性について説明できる。			
7 保険給付及び給付管理等の仕組みについて説明できる。			
8 繼続学習の必要性と、具体的な学習方法について説明できる。			

本科目の目的

P1

目的

介護保険制度の理念等を理解するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の現状を理解する。

また、介護保険制度における利用者の尊厳の保持及び自立支援に資するケアマネジメントの役割を理解し、地域包括ケアシステムにおける介護支援専門員の役割を認識する。

修得目標

- ①介護保険制度の創設の背景や基本理念について説明できる。
- ②ケアマネジメントの導入の意義と介護支援専門員の役割について説明できる。
- ③地域包括ケアシステムが求められる背景や基本理念について説明できる。
- ④自らの地域の地域包括ケアシステムの現状を把握することの重要性を述べることができる。
- ⑤介護サービスの利用手続き(要介護認定等に関する基本的な視点と概要)を述べることができる。
- ⑥居宅サービス計画等の作成方法を述べることができる。
- ⑦保険給付及び給付管理等の仕組みを述べることができる。

介護支援専門員制度に関する主な取組(平成18年度以降)

	平成18年度～ 20年度	平成21年度～ 23年度	平成24年度～ 26年度	平成27年度～
試験・研修 制度等				<p>試験受験要件を原則として国家資格保有者に見直し(27年度～)</p> <p>介護支援専門員更新制の導入(18年度～)</p> <p>主任介護支援専門員研修の創設(18年度～)</p> <p>主任介護支援専門員更新制の導入 主任介護支援専門員更新研修の創設(28年度～)</p> <p>各研修カリキュラム及び時間数の充実(28年度～)</p> <p>自己研鑽の努力義務を法制度化(平成27年度～)</p> <p>個別サービス計画を求める 것을運営基準に明記(平成27年度～)</p>
保険者機能の 強化				<p>介護支援専門員の義務(名義貸しの禁止、信用失墜行為の禁止等)及び介護支援専門員に対する指導監査権限の法制度化、二重指定制の導入(平成18年度～)</p> <p>地域ケア会議の法制度化(平成27年度～)</p> <p>居宅介護支援事業所の指定権限の見直し(都道府県から市町村への移譲)(平成30年度施行)</p>
その他の 取組				<p>介護給付適正化対策の実施(平成15年度～)、ケアプラン点検を主要介護給付等費用適正化事業の一つに位置づけて実施(平成20年度～)</p> <p>地域包括支援センターの創設(包括的・継続的マネジメントの強化)(平成18年度～)</p> <p>ケアプラン点検支援マニュアルの作成・活用(平成20年度～)</p> <p>課題整理総括表・評価表の作成・活用(平成26年度～)</p> <p>研修講師向けガイドラインの作成・活用(平成26年度～)</p> <p>主任介護支援専門員による同行研修等の地域医療介護総合確保基金による各種事業のメニュー化(平成27年度～)</p> <p>ケアマネジメント適正化推進事業の実施(平成28年度～)</p>

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方 に関する検討会における議論の中間的な整理【概要版】

【検討の背景】

- 地域包括ケアシステムの構築
→多職種協働、医療との連携の推進等
- 自立支援に資するケアマネジメントの推進



【見直しの視点】

- ①介護支援専門員自身の資質の向上に係る見直しの視点
- ②自立支援に資するケアマネジメントに向けた環境整備に係る見直しの視点

【具体的な改善策】

(1) ケアマネジメントの質の向上

- ①ケアマネジメントの質の向上に向けた取組
 - ・自立支援に資するケアマネジメントに向け、適切な課題抽出や評価のための新たな様式の活用を推進
 - ・多職種協働によるサービス担当者会議の重要性の共有と環境づくり

②介護支援専門員実務研修受講試験の見直し

- ・試験の受験要件を法定資格保有者等に限定する見直しを検討

③介護支援専門員に係る研修制度の見直し

- ・演習に重点を置いた研修制度への見直しや研修修了時の修了評価の実施について検討
- ・実務研修の充実や基礎研修の必修化について検討
- ・更新研修の実施方法や研修カリキュラムについて見直しを検討
- ・研修指導者のためのガイドライン策定を推進
- ・都道府県の圏域を超えた研修等の実施を検討

④主任介護支援専門員についての見直し

- ・研修修了時の修了評価や更新制の導入について検討
- ・主任介護支援専門員による初任段階の介護支援専門員に対する現場での実務研修の導入について検討
- ・地域の介護支援専門員のネットワーク構築の推進

⑤ケアマネジメントの質の評価に向けた取組

- ・ケアマネジメントプロセスの評価やアウトカム指標について調査研究を推進
- ・ケアマネジメントの向上に向けた事例収集及び情報発信

(2) 保険者機能の強化等

- ①地域ケア会議の機能強化(多職種協働による個別ケースの支援内容の検討を通じ、自立支援に資するケアマネジメント支援、ネットワーク構築、地域課題の把握、資源開発等を推進)
 - ・制度的な位置付けの強化
 - ・モデル事例の収集など地域ケア会議の普及・促進のための基盤整備
 - ・コーディネーター養成のための研修の取組

②居宅介護支援事業者の指定等のあり方

- ・居宅介護支援事業者の指定権限の委譲を検討

③介護予防支援のあり方

- ・地域包括支援センターへの介護予防支援を行う介護支援専門員の配置を推進
- ・要支援者の状況に応じた支援のあり方について検討

④ケアマネジメントの評価の見直し

- ・インフォーマルサービスに係るケアマネジメント評価の検討
- ・簡素なケースについて、ケアマネジメントの効率化を検討

(3) 医療との連携の促進

- ・医療に関する研修カリキュラムの充実
- ・在宅医療・介護の連携を担う機能の整備の推進
- ・主治医意見書の活用を促進する取組の推進

(4) 介護保険施設の介護支援専門員

- ・相談員に対して介護支援専門員等の資格取得を推進

今後、制度的な見直しに係るものについては介護保険部会、報酬改定に係るものについては介護給付費分科会で議論を進める

ケアマネジャーの資質の向上の取組

地域包括ケアシステムの構築（多職種協働、医療との連携の推進等）に向け、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの推進する観点から、研修体系を見直すなどケアマネジャーの資質の向上に向けた施策を推進。

主な取組例

①自己研鑽の努力義務の規定を新設（平成26年6月法改正 平成27年4月施行）

・介護保険法第69条の34において新たに規定

「介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。」

②地域ケア会議の機能強化（平成26年6月法改正 平成27年4月施行）

・多職種協働による個別ケースの支援内容の検討を通じた、自立支援に資するケアマネジメントへの支援

③介護支援専門員研修等の見直し（平成26年6月告示改正 平成28年度施行）

・介護支援専門員の資質の向上を図るため、座学中心から講義演習一体型中心のカリキュラムへ内容を改正
・選択制となっている「認知症」「リハビリテーション」「看護」「福祉用具」といった科目の必修化
・主任介護支援専門員については、更新制を導入（平成27年2月告示改正）
・都道府県が実施する研修内容の質の確保と標準化を図るため、講師向けのガイドラインを作成
・実務研修受講試験の受験要件を法定資格保有者及び相談業務従事者に限定（平成27年2月省令改正）

④ケアマネジメントの質の向上（平成26年6月事務連絡）

・利用者の状態等を把握し、情報の整理・分析等を通じて課題を導き出した課程について、適切な情報共有に資することを目的とした「課題整理総括表」の策定
・短期目標の終了時期に、目標の達成度合いと背景を分析・共有し、再アセスメントにより効果的にすることを目的とした「評価表」の策定

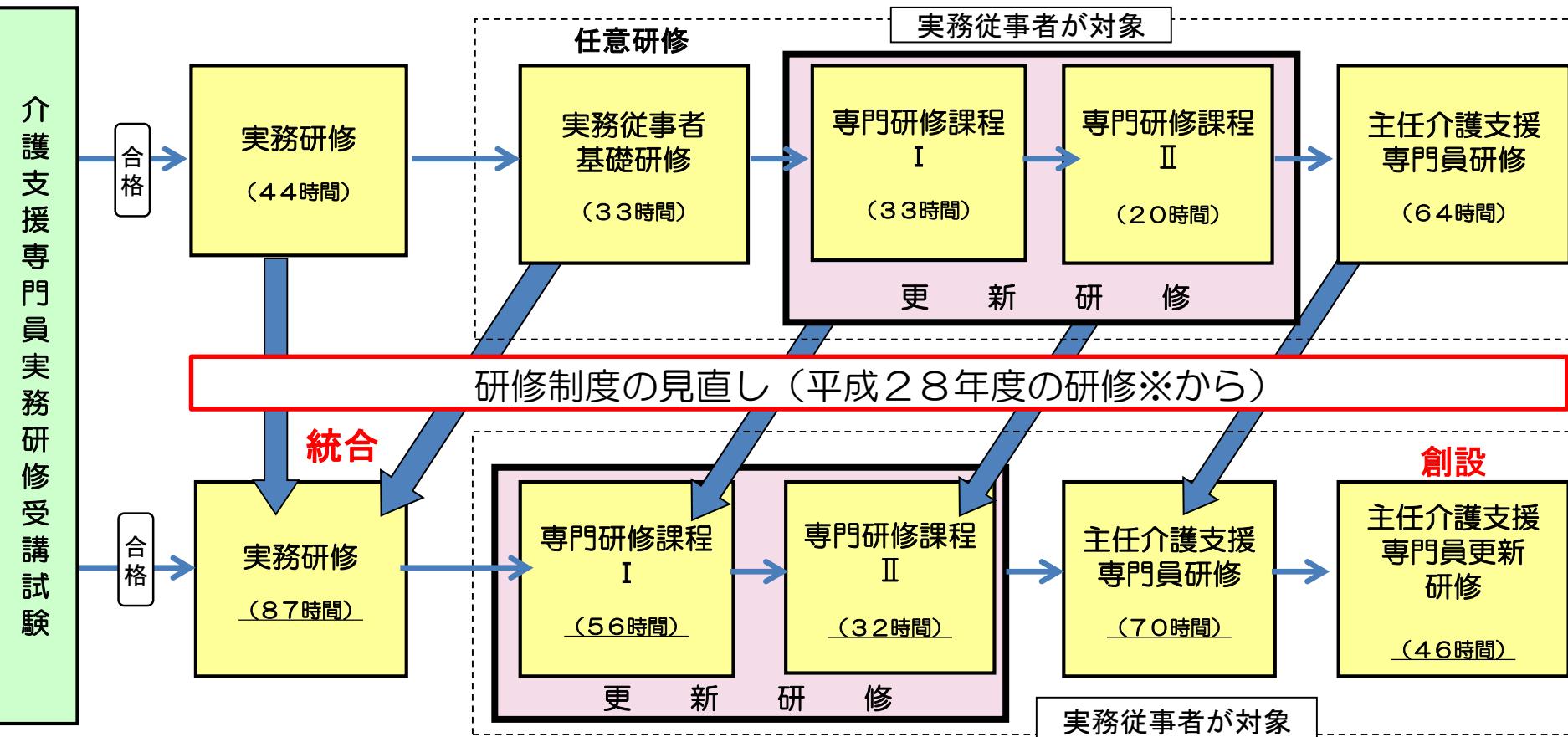
⑤ケアプラン点検の充実・強化（平成27年度から適用）

・平成27年度からの地域医療介護総合確保基金において、主任介護支援専門員がケアプラン点検に同行し指導する事業のメニュー化

介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修制度の見直し

※平成26年6月2日告示公布(主任更新については平成27年2月12日公布)

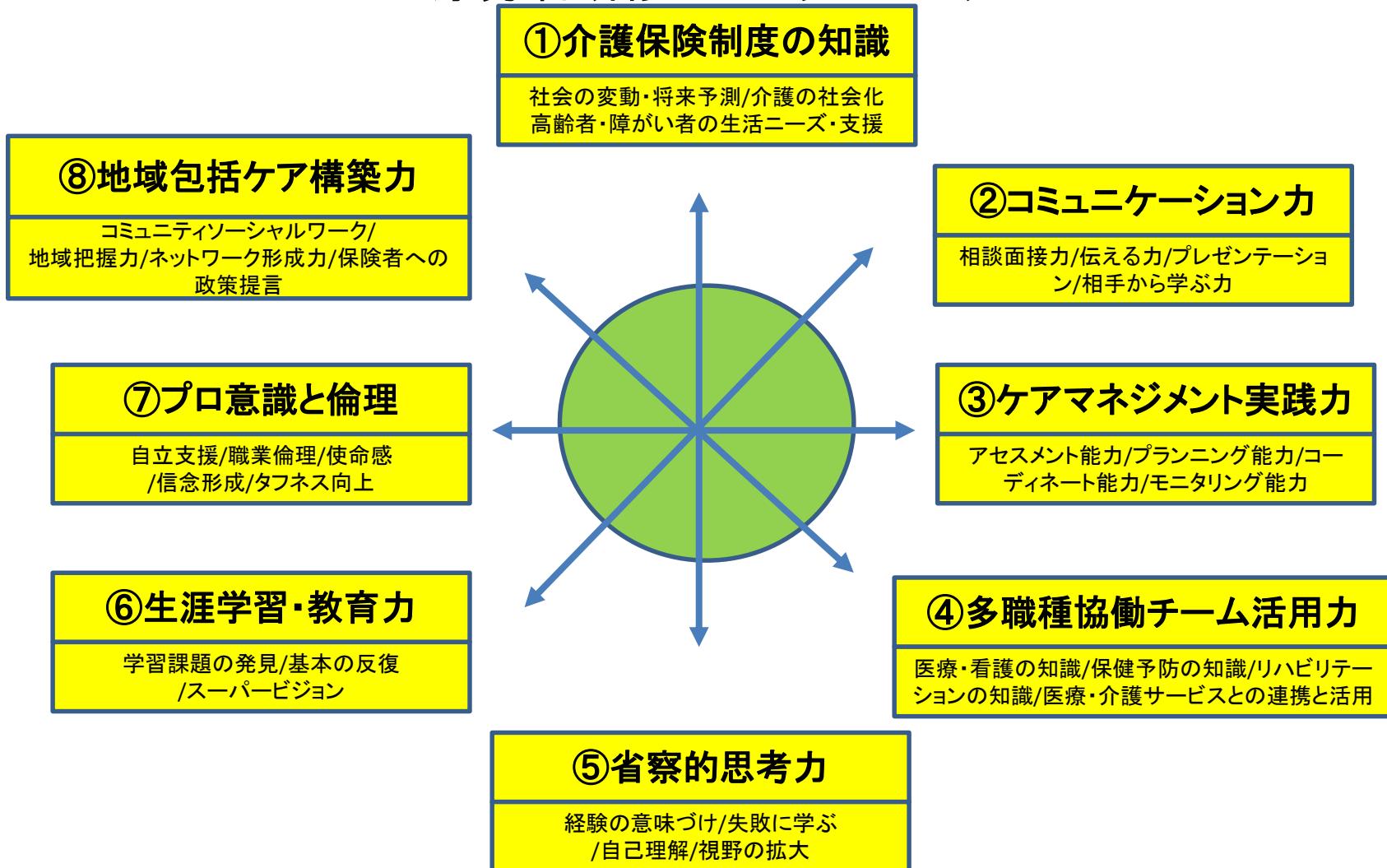
- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を見直す。
- 入口の研修である介護支援専門員実務研修を充実するため、任意の研修となっている介護支援専門員実務従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合。
- 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を創設。
- 専門職として修得すべき知識、技術を確認するため、各研修修了時に修了評価を実施。



※ 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。

介護支援専門員のアウトカム

厚労省研修ガイドラインより



介護支援専門員に係る研修制度の見直し

ケアマネジャー

目標

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとした多職種との連携・協働
- 利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントの実践



実務研修の見直し

- 自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、「ケアマネジメントのプロセスの概観」、「サービス担当者会議」の科目を新設するなど、ケアマネジメントプロセスに係る研修内容を充実。
- 地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、「地域包括ケアと社会資源」、「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」、「介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)」の科目を新設。
- より実践的な研修内容とするため、「ケアマネジメントの展開」として演習時間を確保。

主任ケアマネジャー

目標

- 地域や事業所内におけるケアマネジャーの人才培养(スーパーバイズ機能の強化)
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの実践



専門研修の見直し

- 専門職として自己研鑽し、ケアマネジメントを実践していく上で必要となる専門的な知識・技術を修得するため、認知症・リハビリテーションなどの事例を活用した「ケアマネジメント演習」、「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践」、「個人学習と相互学習」の科目を新設。(専門研修Ⅰ)
- ケアマネジメントは居宅でも施設でも共通であることを踏まえ、居宅と施設に関わらず、自らの実践事例を活用することにより、居宅と施設相互のケアマネジメントにおける課題等を学ぶ事例研究の時間を大幅に拡充。

主任介護支援専門員研修の見直し

- 「人事・経営管理」の科目名を「人材育成と業務管理」に改め、事業所内や地域のケアマネジャーに対する人材育成の方法等に関する研修内容を充実。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践するため、「コミュニティソーシャルワーク」の科目について、地域ケア会議等による地域課題の把握・解決などの内容を充実。
- 地域づくりに必要なネットワークの構築を推進するため、「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の構築」の科目を新設。
- 主任ケアマネジャーの資質向上を図るため、継続的な研修として「主任介護支援専門員更新研修」を新たに創設。
- 研修受講要件に、地域づくりへの参画などの実践経験を求める。

介護支援専門員の資質向上に関する規定について

介護保険法 第69条の34(介護支援専門員の義務)

1 介護支援専門員は、その相当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなくてはならない。

2 略

新 3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

※ 平成26年6月18日に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づく介護保険法一部改正により法第69条の34第3項の規定が新設された。

最終日に試験の実施

- ・ 前期の全科目を修了した時点または全課程を修了した時点で、記述式または択一方式の筆記試験を実施する
- ・ 厚生労働省実務研修ガイドラインより

第1節 介護保険制度の創設の背景や基本理念

1 介護保険制度の枠組

P4

制度の運営責任者	保険者	市町村 (広域連合の形態もある)
制度の加入者	被保険者	<ul style="list-style-type: none">・65歳以上(第1号被保険者)・40歳～64歳(第2号被保険者)
保険事故	<ul style="list-style-type: none">・要介護状態・要支援状態	保険者(市町村)が認定 (第2号被保険者は、その原因が加齢に伴う特定疾病の場合に限定)
保険給付	<ul style="list-style-type: none">・介護給付・予防給付	<ul style="list-style-type: none">・要介護者に対する介護サービス & 介護支援専門員によるケアマネジメント・要支援者に対する介護予防サービス & 介護予防ケアマネジメント
財源	<ul style="list-style-type: none">・介護保険料・公費	<ul style="list-style-type: none">・第1号・第2号被保険者(50%)・国・都道府県・市町村(50%)

第1節 介護保険制度の創設の背景や基本理念

2 制度創設の背景

P5～P8

行政主体による措置



利用者主体による契約

3 制度の3つの基本理念

利用者本位

利用者の選択の尊重

自立支援

介護支援専門員の役割

相談援助の専門職として、利用者が主体的に自己決定ができるように、必要な情報を提供する。利用者の選択を尊重しつつ、利用者のQOL向上を支援する。

■自立支援の四つのポイント

- ①利用者の望む暮らしについて、**自己決定ができるよう**に支援を行うこと。
- ②利用者がサービス提供者などに対して適切な発言ができない場合は、**利用者の代弁をして**、サービス利用の**権利の擁護**を行うこと。
- ③利用者の**意欲を引き出す**とともに、潜在能力、利用者の強み、できそうなことをなどを見出し、それを**最大限発揮できる**ような支援を行うこと。
- ④利用者の**要介護状態等の軽減または悪化の防止**に役立つような支援を行うこと。

第1節 介護保険制度の創設の背景や基本理念

4 介護保険制度の全体像

P9～P11

(1)制度の全体像

○テキスト9頁の図の中で、介護支援専門員は、どの枠組みの中に位置しているか確認してみましょう。

(2)介護保険サービスの種類

○テキスト10頁の図の中で、介護支援専門員の配置が義務付けられているサービス種類を確認してみましょう。

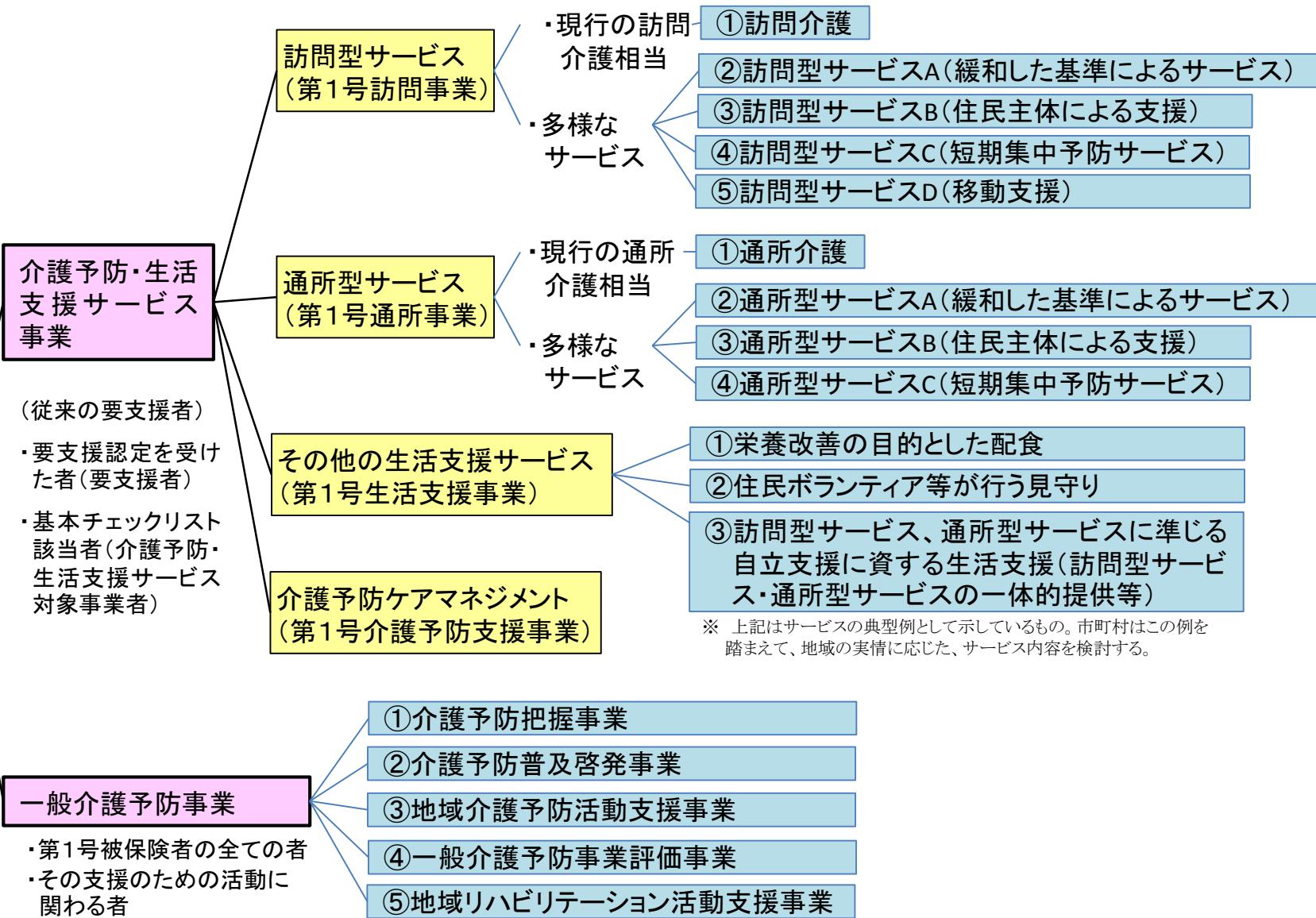
(3)介護予防・日常生活支援総合事業の構成例

○テキスト11頁の図は国が典型例を示したものであり、実際は地域の実情に応じて実施されるので、市町村によって具体的な取組み状況は異なります。

介護保険サービスの種類

	都道府県が指定・監督	市町村が指定・監督
介護給付のサービス	<p>◎居宅サービス</p> <p>訪問系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問リハビリ ・訪問入浴 ・居宅療養 ・訪問看護 <p>・特定施設入居者生活介護</p> <p>・特定福祉用具販売</p> <p>・福祉用具貸与</p>	<p>◎地域密着型サービス</p> <p>通所系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリ <p>短期入所系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活 ・短期入所療養
介護予防給付サービス	<p>◎居宅介護支援</p> <p>◎施設サービス</p> <p>特養・老健・ 療養型→介護医療院</p>	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・定期巡回型訪問介護看護 ・看護小規模多機能型サービス ・地域密着型通所介護

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

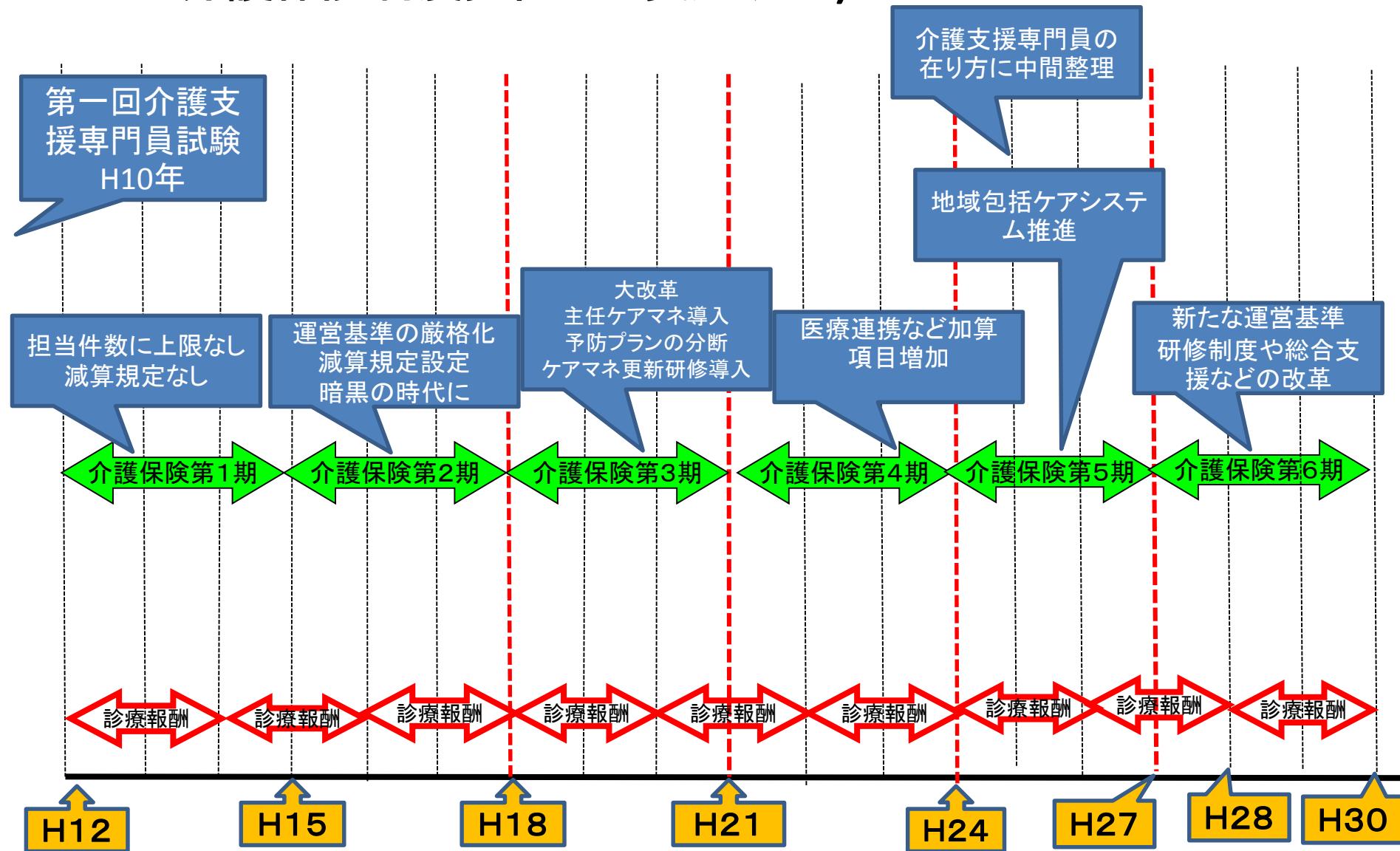


備前県民局	訪問型サービス			通所型サービス			生活支援サービス		
	現行相当	緩和基準	短期集中	現行相当	緩和基準	短期集中	配食	安否確認	その他
岡山市	○	○	—	○	○	—	—	—	—
玉野市	○	○	—	○	○	—	—	—	—
備前市	○	—	—	○	○	○	—	—	—
瀬戸内市	○	○	—	○	○	—	—	—	—
赤磐市	○	—	—	○	○	—	—	—	—
和気町	○	—	—	○	—	—	—	—	—
吉備中央町	—	○	—	—	○	—	—	—	—

備中県民局	訪問型サービス			通所型サービス			生活支援サービス		
	現行相当	緩和基準	短期集中	現行相当	緩和基準	短期集中	配食	安否確認	その他
倉敷市	○	—	—	○	—	準備中	—	—	—
笠岡市	○	—	—	○	—	—	—	—	—
井原市	○	○	—	○	○	—	—	—	—
総社市	○	—	—	○	○	○	—	—	—
高梁市	○	○	—	○	—	—	—	—	—
新見市	○	—	—	○	準備中	—	○	—	—
浅口市	○	—	—	○	○	—	○	—	○
早島町	○	—	—	○	—	—	—	—	—
里庄町	○	—	—	○	○	—	○	—	—
矢掛町	○	—	—	○	—	—	—	—	—

美作県民局	訪問型サービス			通所型サービス			生活支援サービス		
	現行相当	緩和基準	短期集中	現行相当	緩和基準	短期集中	配食	安否確認	その他
津山市	○	—	—	○	○	○	—	—	—
真庭市	○	○	—	○	○	—	○	—	—
美作市	○	○	—	○	○	—	—	—	—
新庄村	○	—	—	○	—	—	—	—	—
鏡野町	○	—	—	○	—	—	○	—	—
勝央町	○	—	—	○	—	○	○	—	—
奈義町	○	—	—	○	—	—	○	—	—
西粟倉村	—	—	—	—	—	—	—	—	○
久米南町	○	—	—	○	—	○	—	—	—
美咲町	○	○	—	○	○	—	—	—	—

介護保険制度見直しの変遷(P12)



第1節 介護保険制度の創設の背景や基本理念

5 2014年介護保険制度の改正のポイント

P12

視点1 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③生活支援サービスの充実・強化
- ④地域ケア会議の推進

視点2 費用負担の公平化、重点化・効率化

- ①一定以上所得者の利用者負担を引上げ
- ②介護老人福祉施設の新規入所者を、原則要介護3以上に限定
- ③予防給付の訪問介護・通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

介護保険制度の改正の主な内容について

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 地域ケア会議の推進
- ④ 生活支援サービスの充実・強化

- * 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- * 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

① 全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- * 段階的に移行(～29年度)
- * 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

② 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定(既入所者は除く)

- * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

○ このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

○ 低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・ 給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大

* 保険料見通し：現在5,000円程度→2025年度8,200円程度

* 軽減例：年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大

* 軽減対象：市町村民税非課税世帯(65歳以上の約3割)

重点化・効率化

① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

- ・ 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円(年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上)。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。

- ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

② 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

・ 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外

・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外

・ 給付額の決定に当たり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として勘案 *不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備
- (その他)
 - ・地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
 - ・居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
 - ・認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)

2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

- ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、**新たな介護保険施設を創設**

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き継ぎ使用できることとする。

- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の

努力義務化

- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉制度に新たに**共生型サービスを位置付ける**
- (その他)
 - ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
 - ・障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し(障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)

5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)

- ・各医療保険者が納付する介護納付金(40~64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする。

介護保険制度の見直しに関する意見(概要)

地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 自立支援・介護予防に向けた取り組みの推進

(1) 保険者等による地域分析と対応

【データに基づく課題分析と対応】

- ・各保険者が地域の実態を把握・課題を分析
- ・介護保険事業計画に、目標・取組内容等を記載
- ・リハ職との連携等による自立支援・介護予防施策の推進

【適切な指標による実績評価】

- ・要介護状態の維持・改善度合い、地域ケア会議の開催状況等の適切な指標に従い、実績を評価

【インセンティブ】

- ・評価結果の公表、財政的インセンティブの付与の検討

【国や都道府県による支援】

- ・各都道府県・市町村の地域分析に資するデータの提供(国)
- ・研修や医療職派遣に関する調整等(都道府県)

2. 医療・介護の連携の推進等

- ・医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案に至る方法を国が具体化し、市町村にその実施を求める
- ・介護保険事業支援計画に、在宅医療・介護連携推進事業に対する医療部局との連携を含め、より実効的な市町村支援を盛り込むなど、都道府県の介護部局及び医療部局の双方が市町村支援に取り組むこととする

3. 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等

(1) 地域共生社会の実現の推進

- ・共生型サービスを位置付け
- ・相談支援専門員とケアマネジャーの連携の推進

(3) サービス供給への保険者の関与

- ・市町村協議制の対象拡大(ショートステイ)、地域密着型通所介護の指定拒否の仕組の導入、居宅サービス指定への市町村関与の強化

(2) 介護人材の確保(生産性向上・業務効率化等)

- ・ロボット・ICTに係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等
- ・提出書類等の見直しや簡素化

(4) 安心して暮らすための環境の整備

- ・有料老人ホームについて、前払金の保全措置の対象拡大等の入居者保護のための施策の強化等

(2) 地域支援事業・介護予防・認知症施策の推進

- ・ケアマネジメント支援について、地域の住民や事業所を含めた『地域全体をターゲットとする支援』へ、拡大
- ・地域包括支援センターの機能強化(土日祝日の開所、地域ケア会議の内容の具体化・明確化、市町村による評価の義務付け等)
- ・介護予防に関するポイント付与が出来ることの明確化
- ・認知症の容態に応じたサービスを受けられる仕組みの構築
- ・認知症の人の視点に立った施策の推進

(3) 適切なケアマネジメントの推進等

- ・ケアマネジメント手法の標準化に向けた取組の推進
- ・居宅介護支援事業所の運営基準等の見直し検討(管理者の役割、公正中立の確保等)(報酬改定時に検討)

介護保険制度の持続可能性の確保

1. 利用者負担のあり方

- ・能力に応じた負担への見直しについては、概ね一致
- ・様々な意見があつたが、現役並所得者3割負担、高額介護サービス費の一般区分の引き上げに賛同ないしは容認する意見が多かった
- ※一般区分：介護37,200円、医療44,400円
- ・ケアマネジメントのあり方と利用者負担の導入について引き続き検討

2. 給付のあり方

(1) 軽度者への支援のあり方

- ・各種給付の総合事業への移行については、介護予防訪問介護等の移行の状況等の把握・検証を行った上で、検討
- ・生活援助を中心にサービス提供を行う場合の人員基準の見直し等について検討（介護報酬改定時に検討）

(2) 福祉用具・住宅改修

【福祉用具】

- ・全ての福祉用具貸与の全国平均貸与価格を公表
- ・福祉用具専門相談員に、貸与しようとする商品の全国平均貸与価格等を説明することや、機能や価格帯の異なる複数商品を提示することを義務づけ
- ・適切な貸与価格を確保するため、上限を設定

【住宅改修】

- ・住宅改修の見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を、国が示す
- ・住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例等、保険者の取組の好事例を広げる

3. 費用負担

(1) 総報酬割

- ・現役世代にとって受益を伴わない負担であるなどとして、強く反対する意見も相当数あつたが、能力に応じた負担とすることが適当であるなどとして、多くの委員からの賛同を得た

(2) 調整交付金

- ・年齢区分について、65～74歳、75～84歳、85歳以上の3区分に細分化する。その際、激変緩和も併せて講じる

その他の課題

(1) 保険者の業務簡素化（要介護認定）

- ・更新認定有効期間の上限を36か月に延長することを可能とする
- ・状態安定者について二次判定の手続きを簡素化

(2) 被保険者範囲

- ・介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う

(3) 介護保険適用外施設の住所地特例の見直し

- ・一部の介護保険適用除外施設について、当該施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合の保険者の定め方を見直す。

平成30年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」、「多様な人材の確保と生産性の向上」、「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

I 地域包括ケアシステムの推進

- 中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

【主な事項】

- 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 認知症の人への対応の強化
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

- 介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

【主な事項】

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

III 多様な人材の確保と生産性の向上

- 人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

【主な事項】

- 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用の促進
- 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

【主な事項】

- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

6 介護保険制度の実施状況

国レベルと、都道府県レベル、そして市町村レベルの実態を把握して、自分の事業所がどの位置にあるのかを理解しておきましょう

制度創設時から現在までの対象者・利用者の増加

○介護保険制度は、制度創設以来16年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.5倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。

①65歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2015年10月末	
第1号被保険者数	2, 165万人	⇒	3, 346万人	1. 55倍

②要介護(要支援)認定者の増加

	2000年4月末		2015年10月末	
認定者数	218万人	⇒	618万人	2. 83倍

③サービス利用者の増加

	2000年4月末		2015年10月末	
在宅サービス利用者数	97万人	⇒	389万人	4. 00倍
施設サービス利用者数	52万人	⇒	90万人	1. 74倍
地域密着型サービス利用者数	—		41万人	
計	149万人	⇒	520万人	3. 49倍

(出典：介護保険事業状況報告)

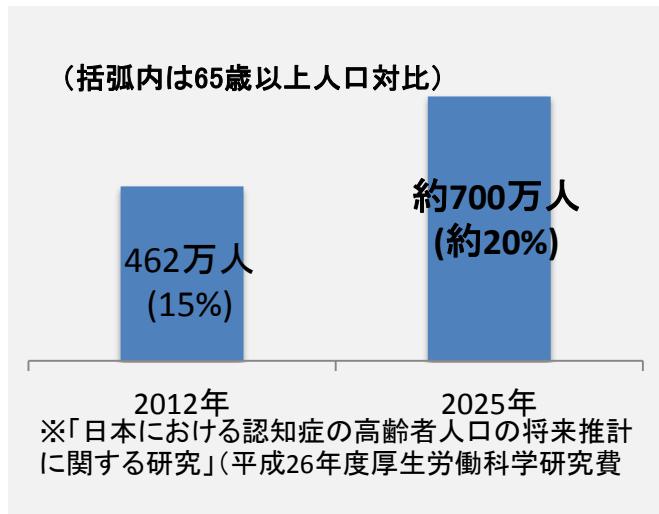
今後の介護保険をとりまく状況

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

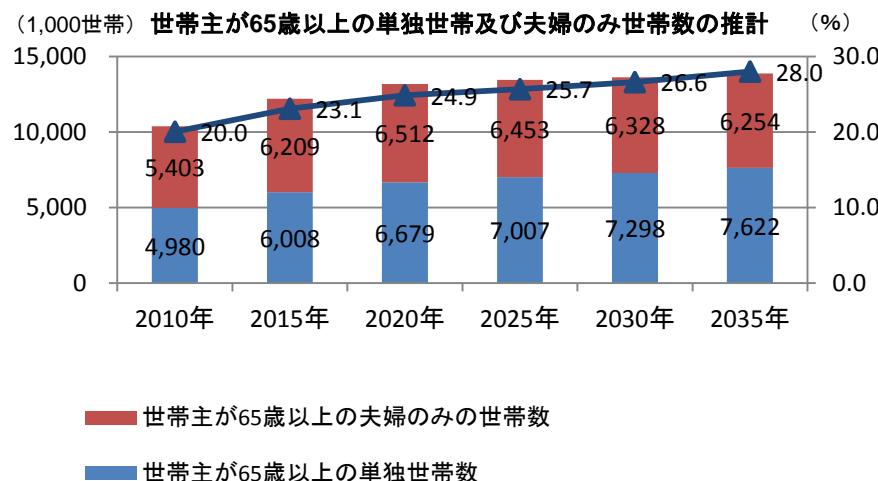
	2010年	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	2,948万人(23.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,419万人(11.1%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013)年1月推計)」より作成

- ② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013)年1月推計)」より作成

- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

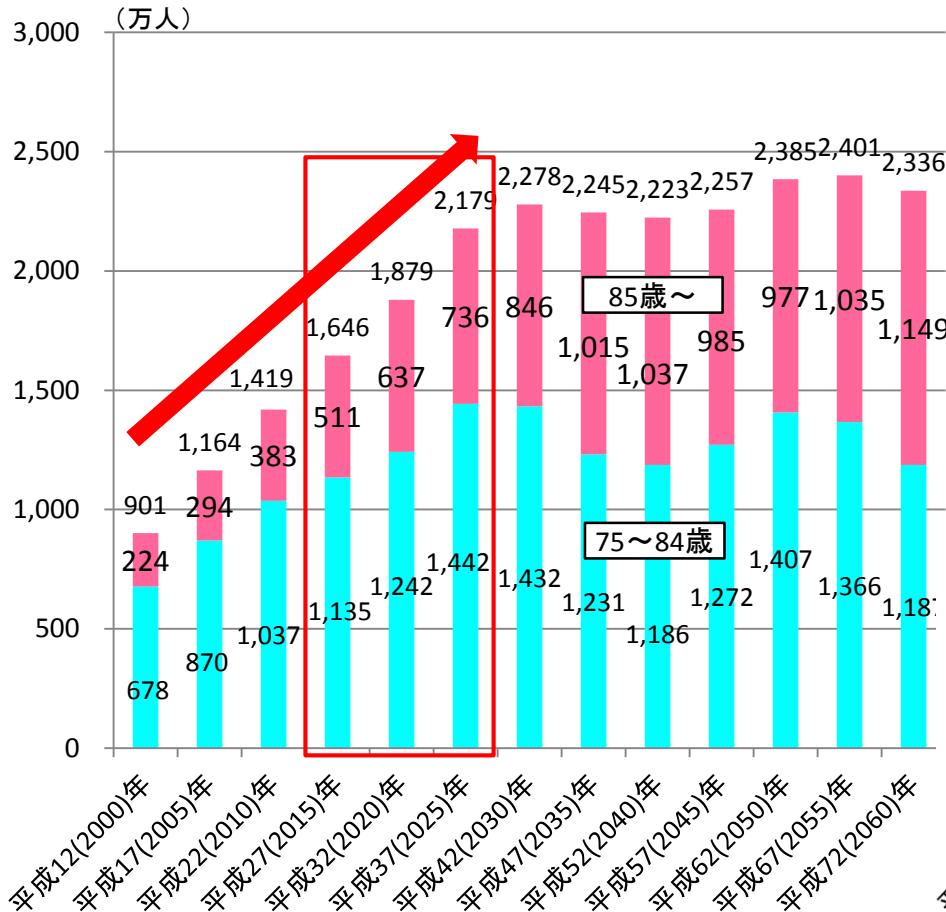
※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	~	東京都(11)	~	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	76.5万人 <10.6%>	71.7万人 <11.6%>	101.6万人 <11.1%>	81.7万人 <10.9%>	107.0万人 <12.1%>		147.3万人 <11.0%>		26.7万人 <16.2%>	18.8万人 <18.4%>	19.0万人 <17.0%>	1645.8万人 <13.0%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	117.7万人 <16.8%> (1.51倍)	108.2万人 <18.1%> (1.46倍)	148.5万人 <16.5%> (1.43倍)	116.6万人 <15.9%> (1.43倍)	152.8万人 <18.2%> (1.34倍)		197.7万人 <15.0%> (1.34倍)		29.5万人 <19.4%> (1.10倍)	20.5万人 <23.0%> (1.09倍)	20.7万人 <20.6%> (1.09倍)	2178.6万人 <18.1%> (1.32倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

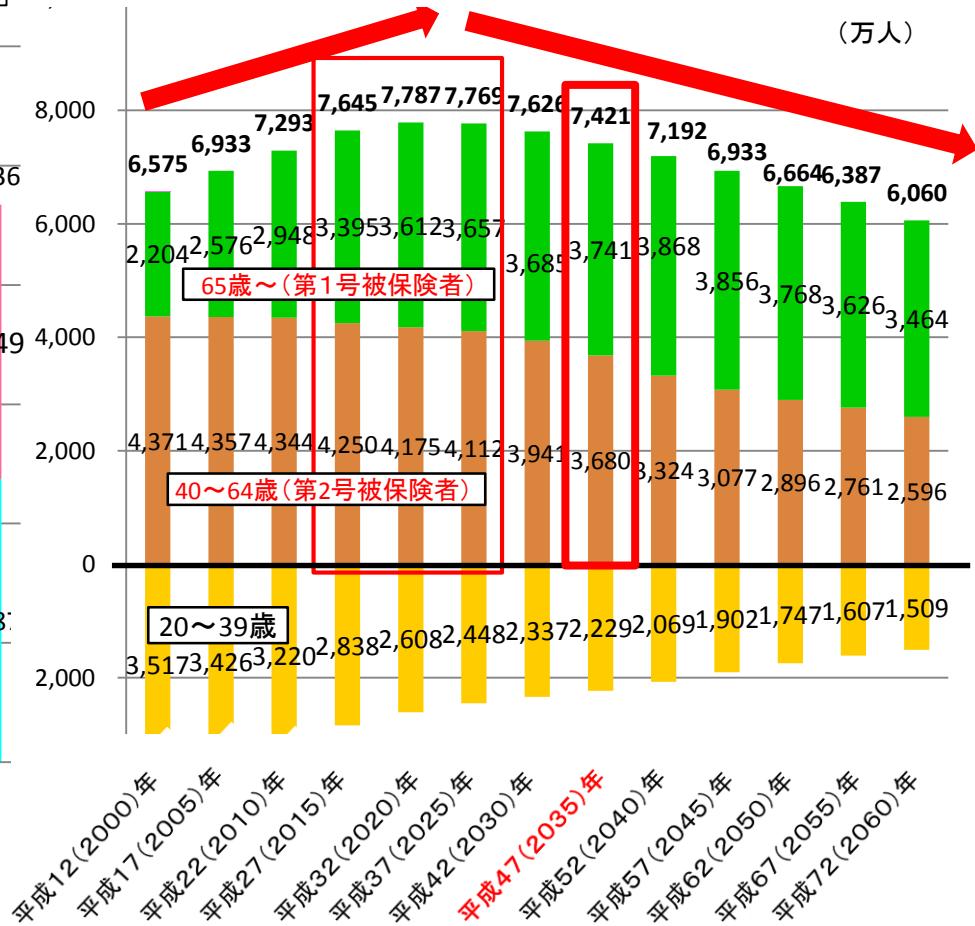
⑤要介護率が高くなる75歳以上の人団の推移

- 75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。
- 2030年頃から75歳以上人口は急速には伸びなくなるが、一方、85歳以上人口はその後の10年程度は増加が続く。



⑥介護保険料を負担する40歳以上人口の推移

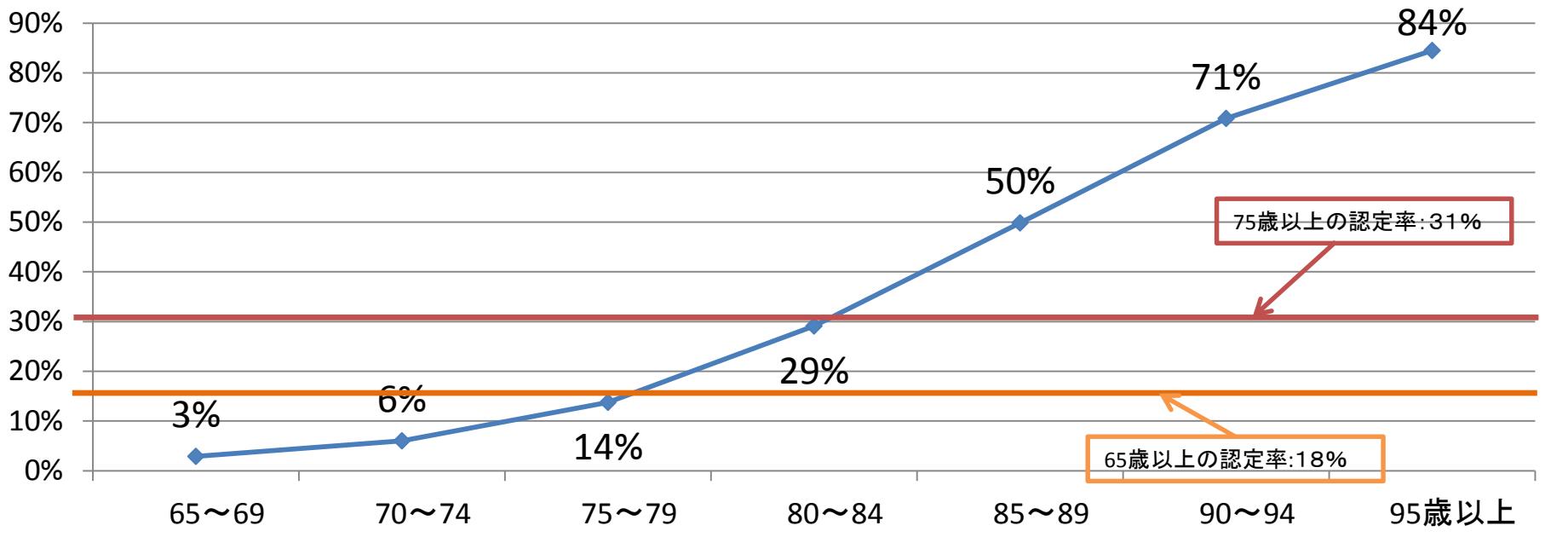
- 保険料負担者である40歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、増加してきたが、2021年をピークに減少する。



(資料)将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位(死亡中位)推計
実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

年齢階層別の要介護認定率（推計）

- 要介護(支援)認定率は、年齢とともに上昇し、85歳～89歳では約半数が認定を受けているが、一号被保険者全体で認定を受けている率は、約18%程度である。
- 後期高齢者医療での受診率は96.9%であるのに対し、75歳以上の要介護(支援)認定率は31%となっている。



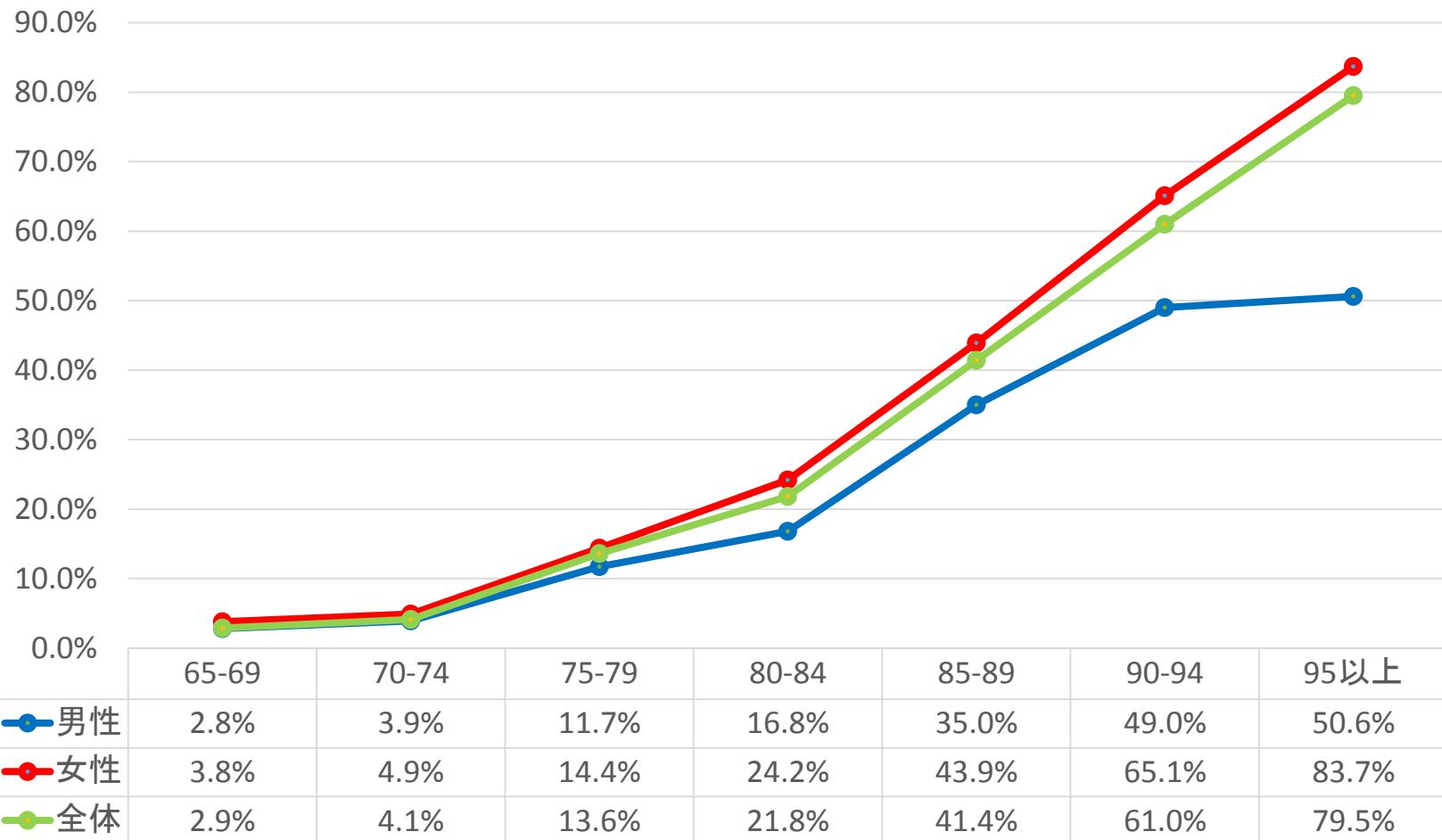
出典:社会保障人口問題研究所将来人口推計及び介護給付費実態調査(平成24年11月審査分)

【参考】平成22年度1年度間において、入院、入院外又は歯科のいずれか1医療機関以上で診療を受けた者（合計）の割合

協会(一般)	84.8%
組合健保	85.0%
国民健康保険	84.0%
後期高齢者医療	96.9%

(資料)平成22年度 医療給付実態調査

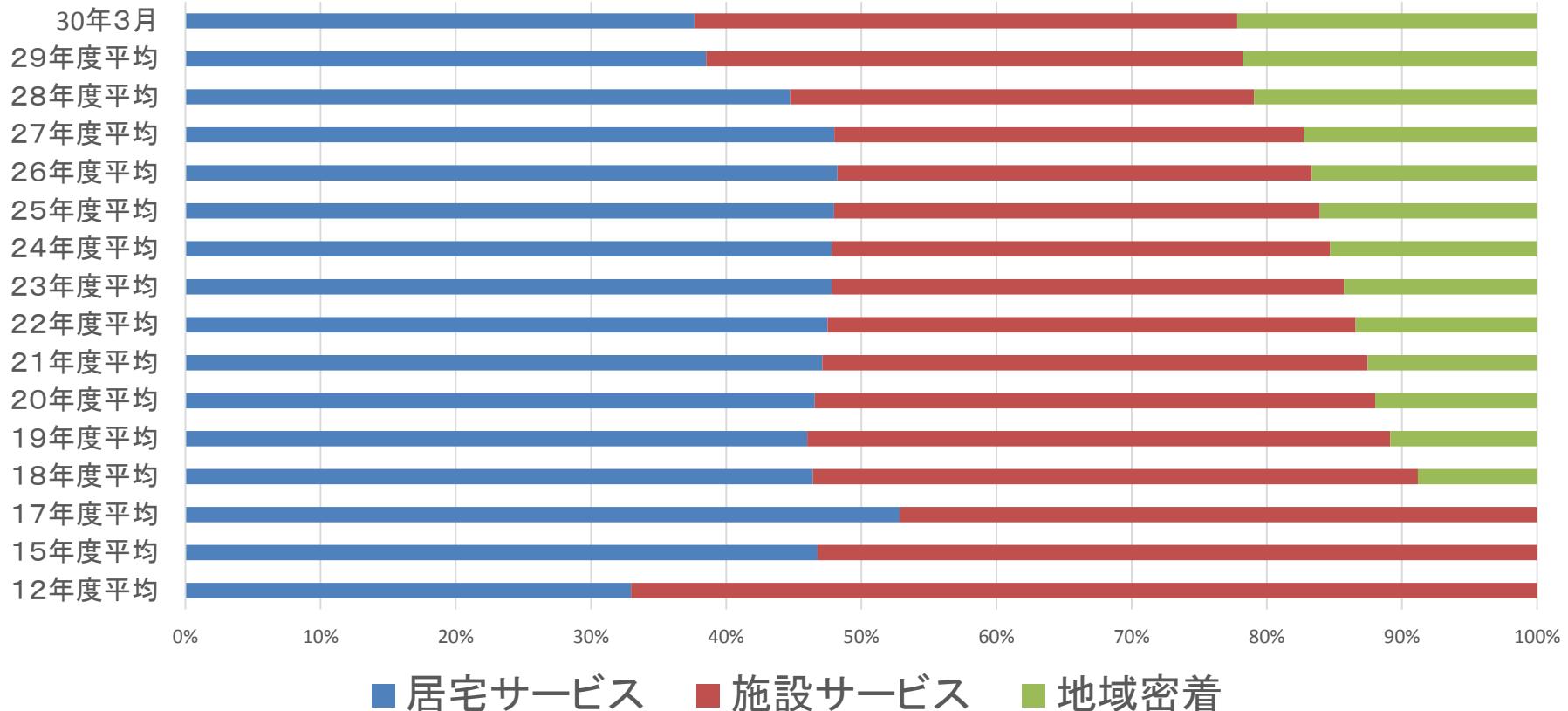
年齢階級別の認知症有病率



厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業
「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成21～24)
総合研究報告書より、認知症・虐待防止対策推進室にて数字を加筆

研究代表者朝田隆(筑波大学医学医療系)

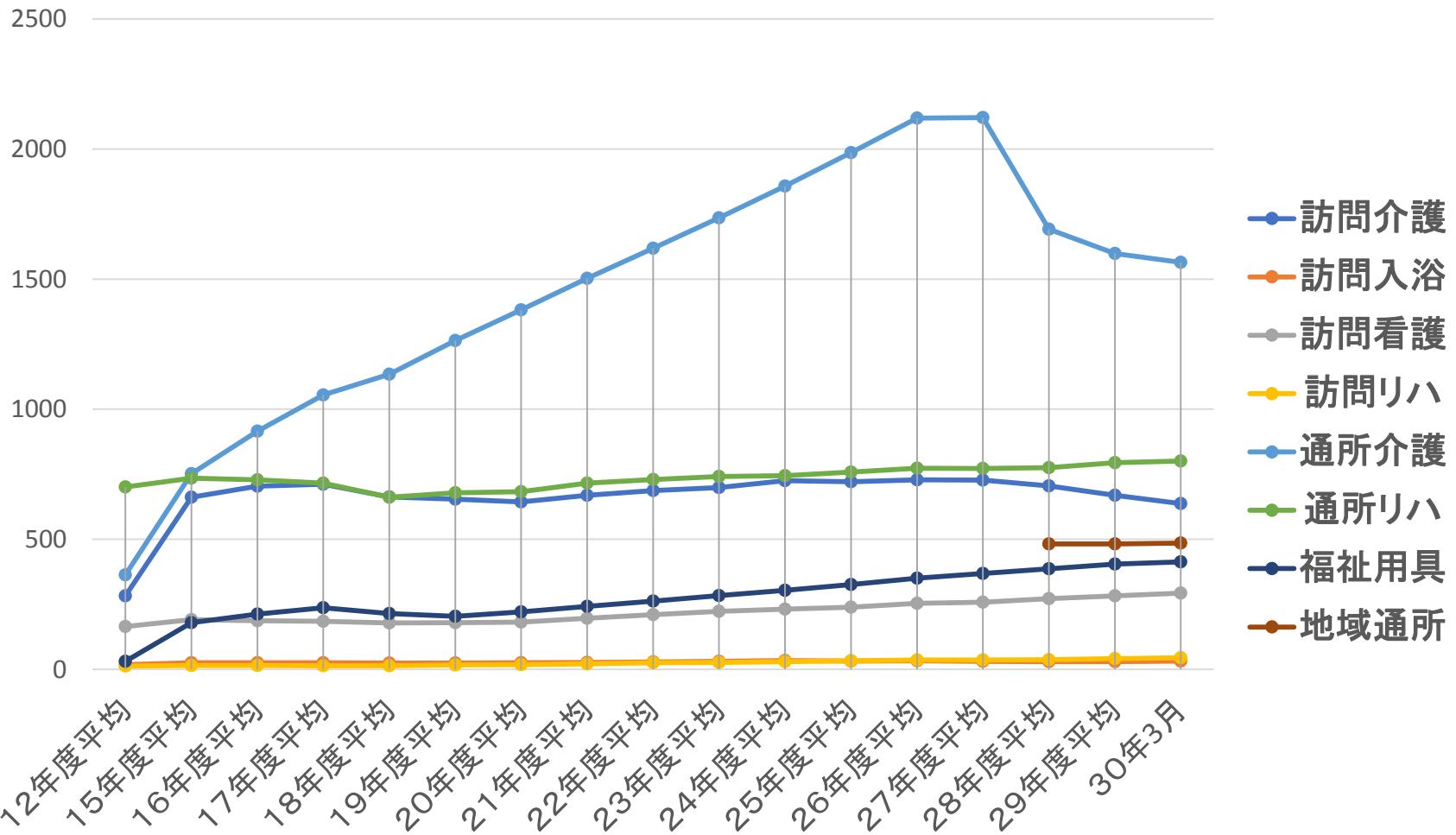
居宅・施設サービス費の支給割合



岡山県保健福祉部長寿社会課(2018.6.6資料)より

サービス区分別介護給付費の状況(訪問通所)

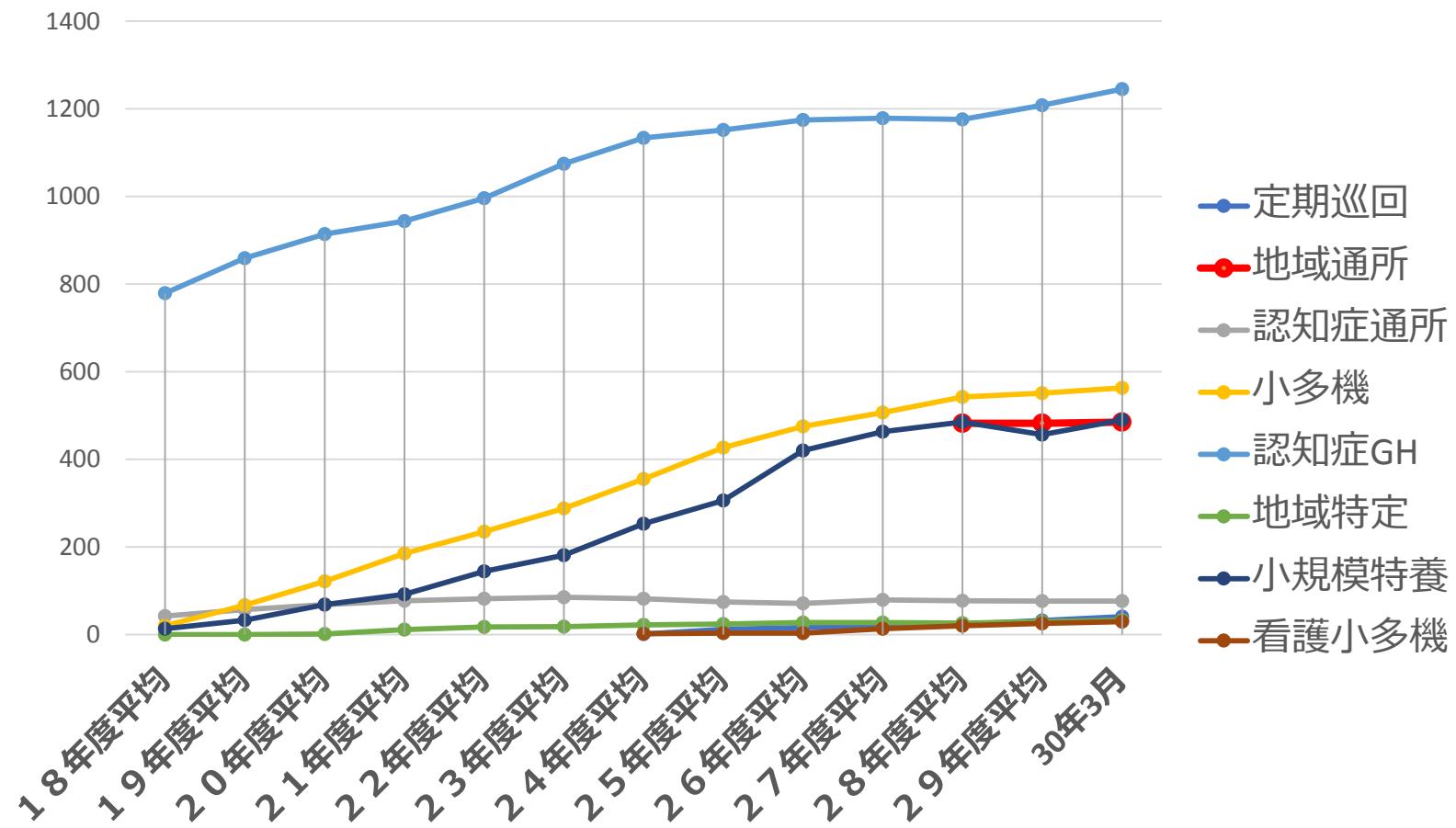
百万円



岡山県保健福祉部長寿社会課(2018.6.6資料)より

地域密着型サービス給付費の状況

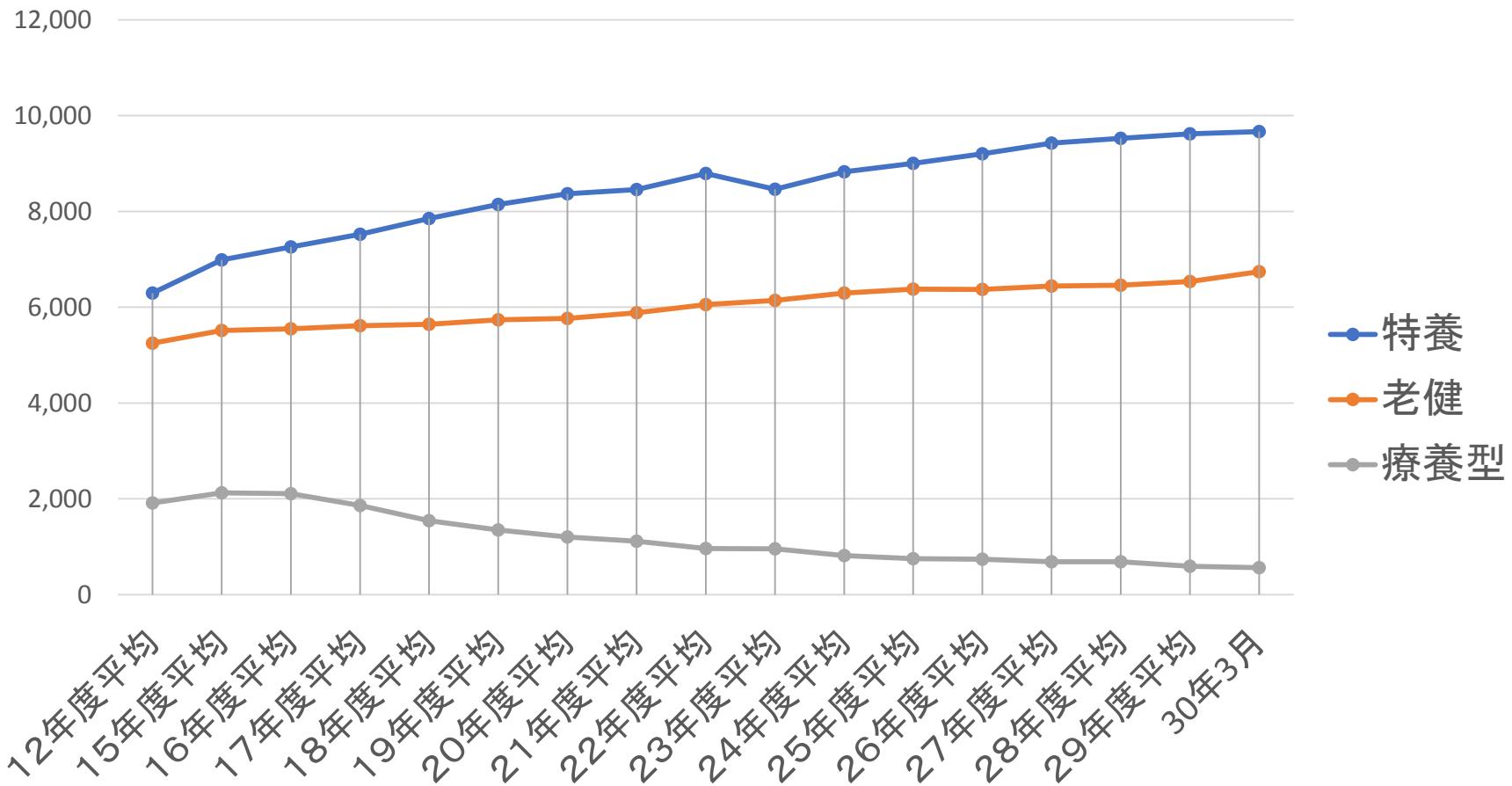
百万円



岡山県保健福祉部長寿社会課(2018.6.6資料)より

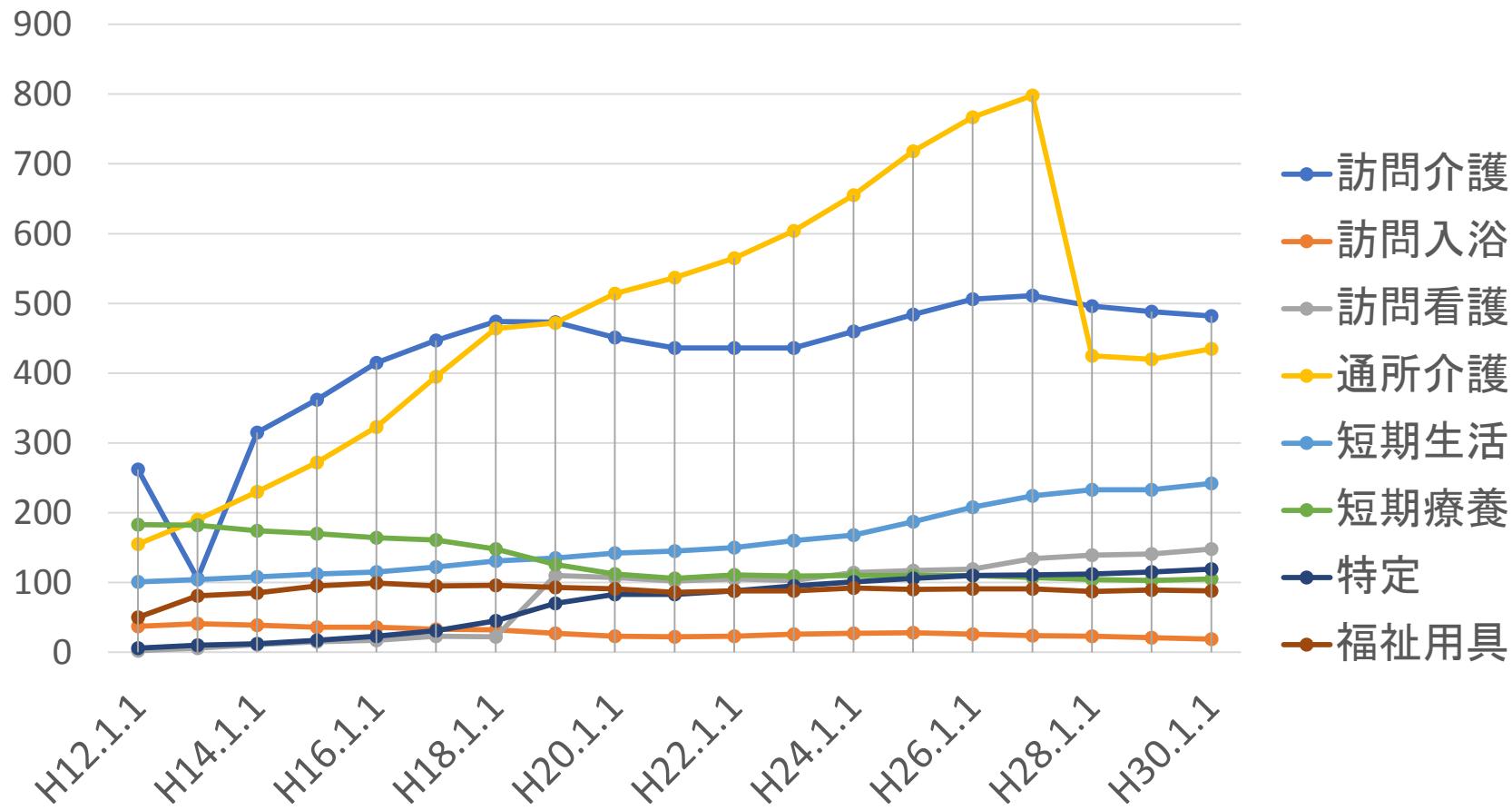
介護3施設サービス給付の状況

百万円



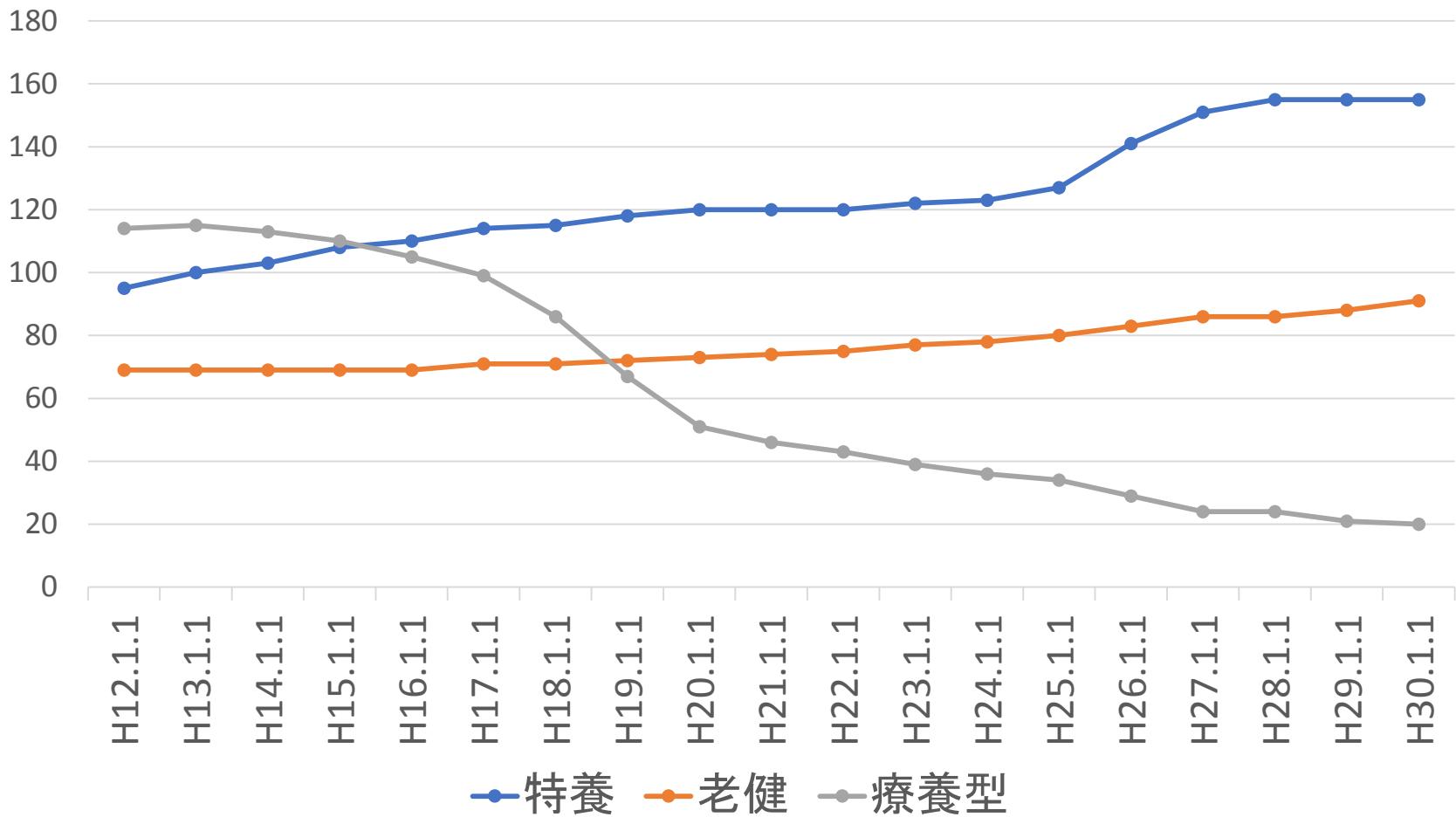
岡山県保健福祉部長寿社会課(2018.6.6資料)より

サービス事業所の推移



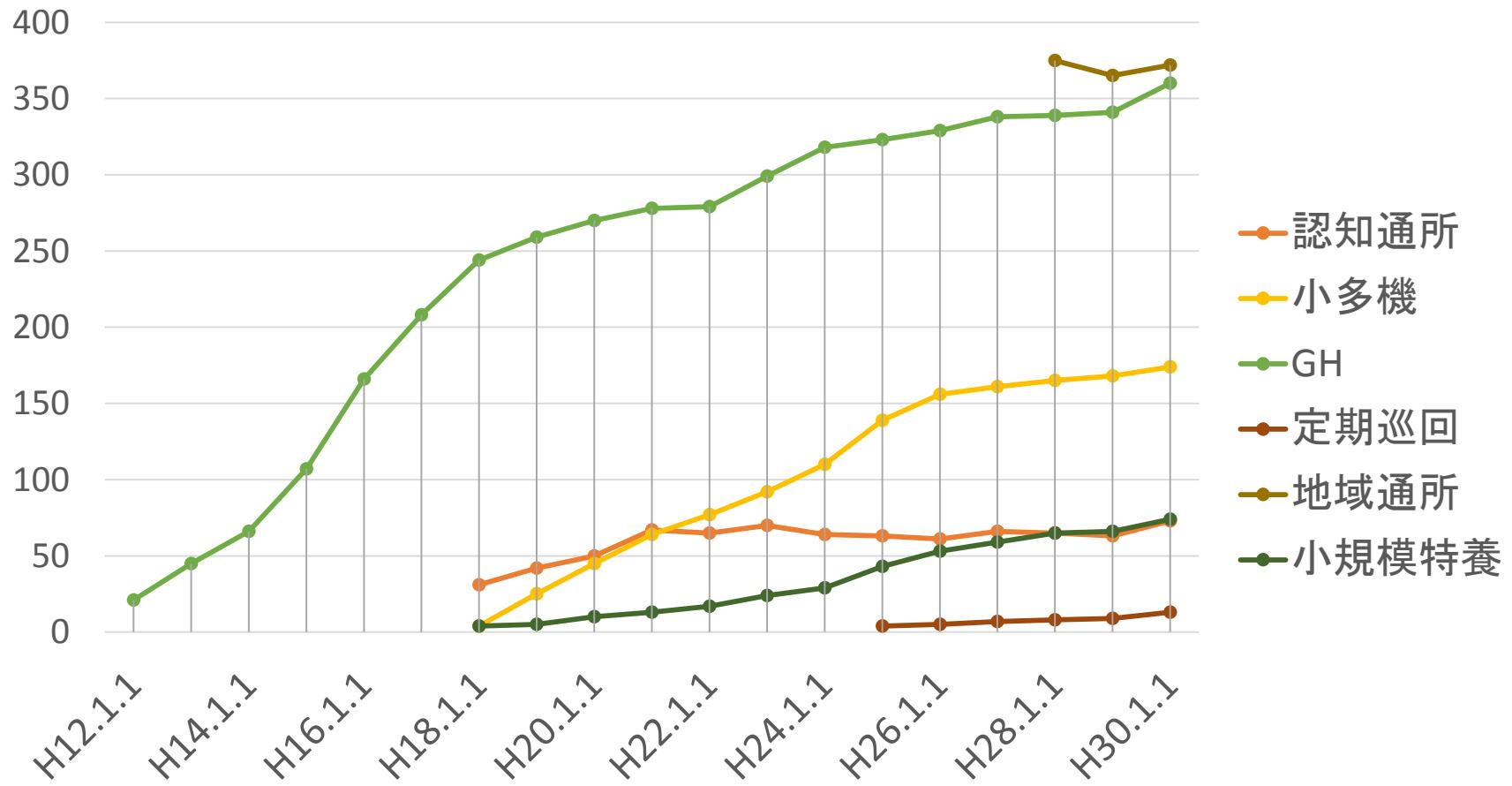
岡山県保健福祉部長寿社会課(2018.6.6資料)を加工

介護保険施設数の推移



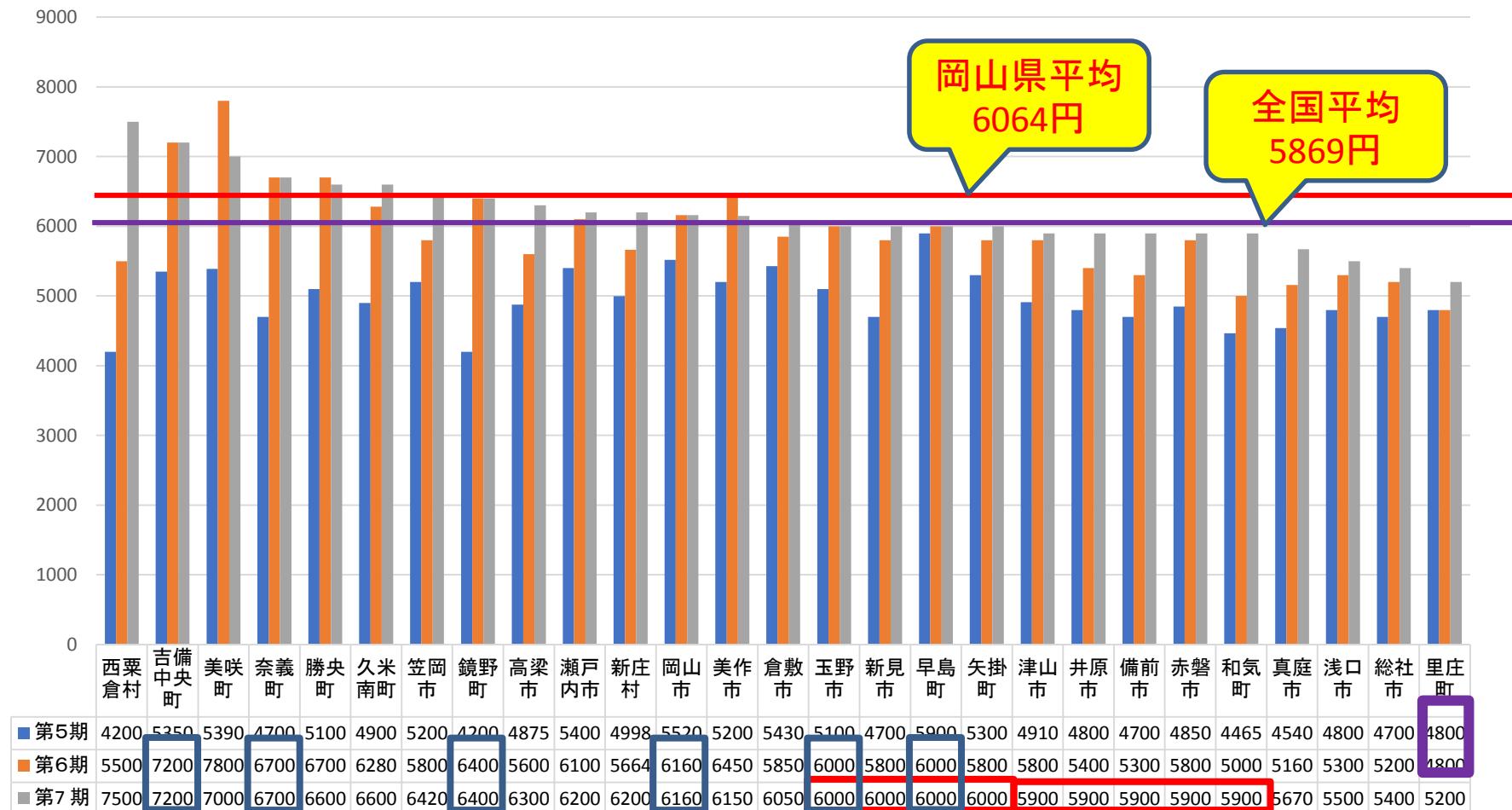
岡山県保健福祉部長寿社会課(2018.6.6資料)を加工

地域密着サービス事業所数の推移

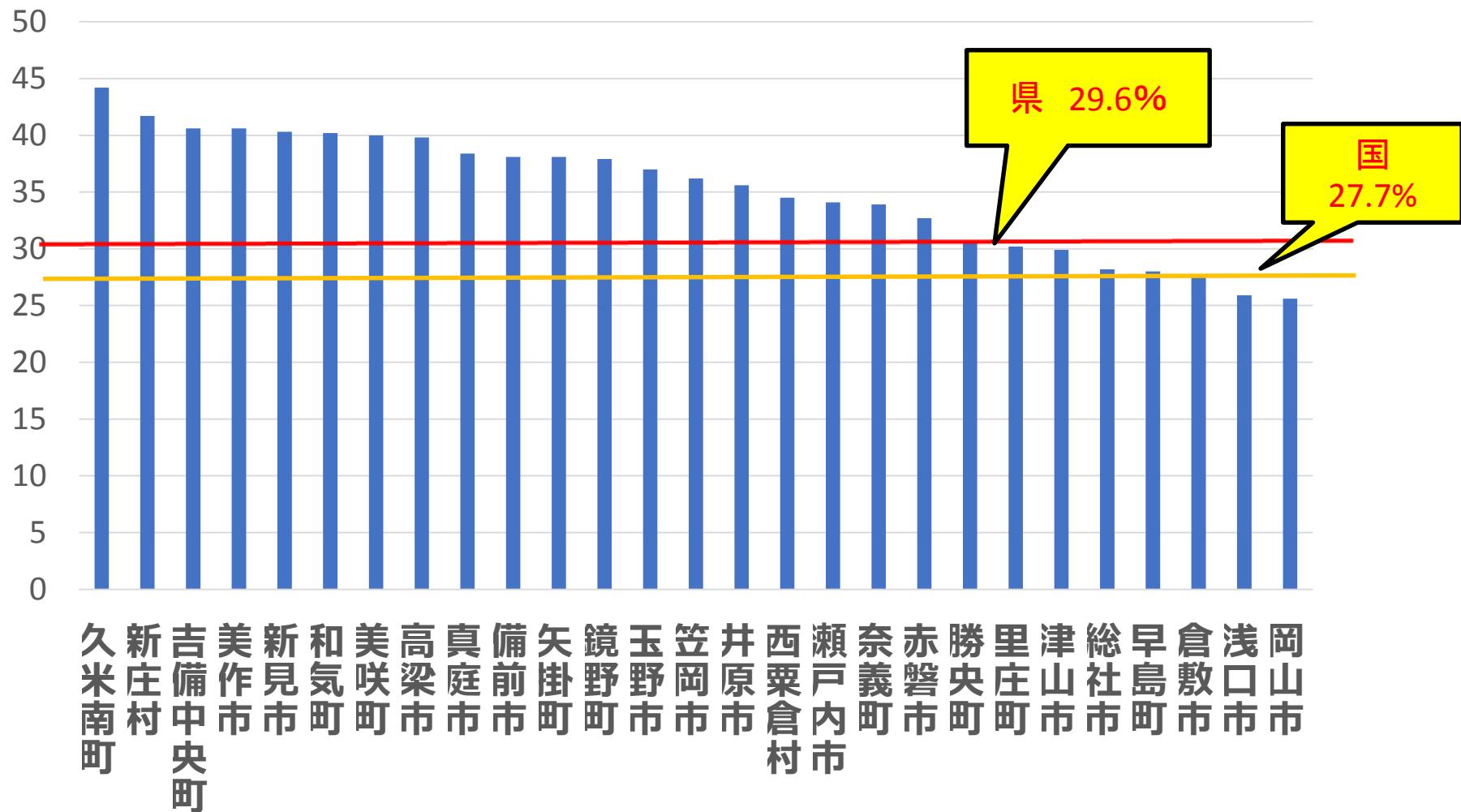


岡山県保健福祉部長寿社会課(2018.6.6資料)を加工

岡山県内各市町村の第7期介護保険料



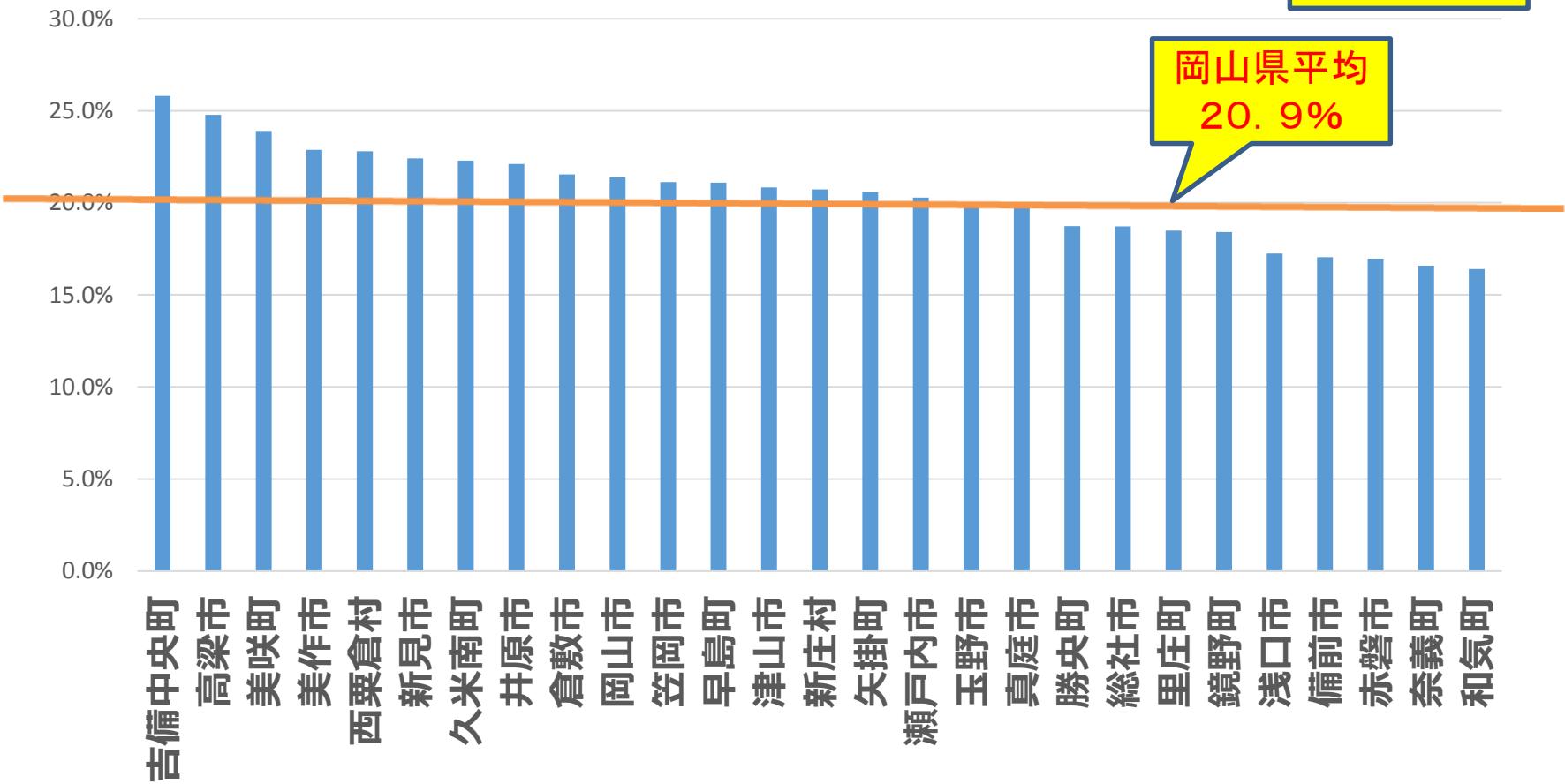
岡山県内各市町村の高齢化率(平成29年10月)



平成30年9月現在の認定率 (第一号被保険者)

全国平均
18.7%

岡山県平均
20.9%



1 ケアマネジメント導入の意義

- 介護保険制度の3つの基本理念を実現するために必要な支援ツール。
- 利用者・家族だけで情報を収集し、サービスを選択し、ふさわしいサービスを利用していくことは容易ではない。
- また、利用者・家族が気づかない「真の解決すべき課題」を探り、解決に向けて提案する機能が必用。
- 利用者の立場に立ってサービスを調整し、利用者の状況にふさわしい適切なサービスを確保し、利用者のQOLの維持・向上を目指す仕組として、ケアマネジメントが導入された。

2 ケアマネジメントの定義等

(介護保険法の条文には、ケアマネジメントという用語は用いられていない。)

- ①居宅介護支援
- ②施設における施設サービス計画の作成、サービスの利用援助及び施設サービス計画の実施状況の把握
- ③介護予防支援
- ④総合事業の第1号介護予防支援事業

3 ケアマネジメントの基本的理念と意義

- ①法第1条：利用者の尊厳の保持、自立支援
- ②法第7条：介護支援専門員の定義
- ③法第69条の34～37：介護支援専門員の義務等
- ④法第69条の39：介護支援専門員の登録の消除

介護支援専門員の義務 (法第69条の34～37)

- ①公正・中立の業務
- ②基準遵守の義務
- ③資質向上の義務
- ④専門員証の不正使用防止、名義貸し禁止
- ⑤信用失墜行為防止義務
- ⑥秘密保持義務

第3節 地域包括ケアシステムが求められる背景と基本理念

P24

(注)地域包括ケアシステムについては、第9章でも説明しますので、ここでは簡単に触れる程度にします。

1 背景と基本的な考え方

- 地域包括ケアの考え方は、高齢者に限ったものではなく、
- 地域包括ケアシステムは、介護保険制度の目的である利用者の尊厳の保持と自立支援を具体的に実現するうえで、必要なシステムである。
- また、介護保険法第4条の国民の健康保持の努力義務をサポートするためにも必要である。
- 地域の実情に応じてシステムの構築がなされる。

2 地域包括ケアの推進に向けた取り組み

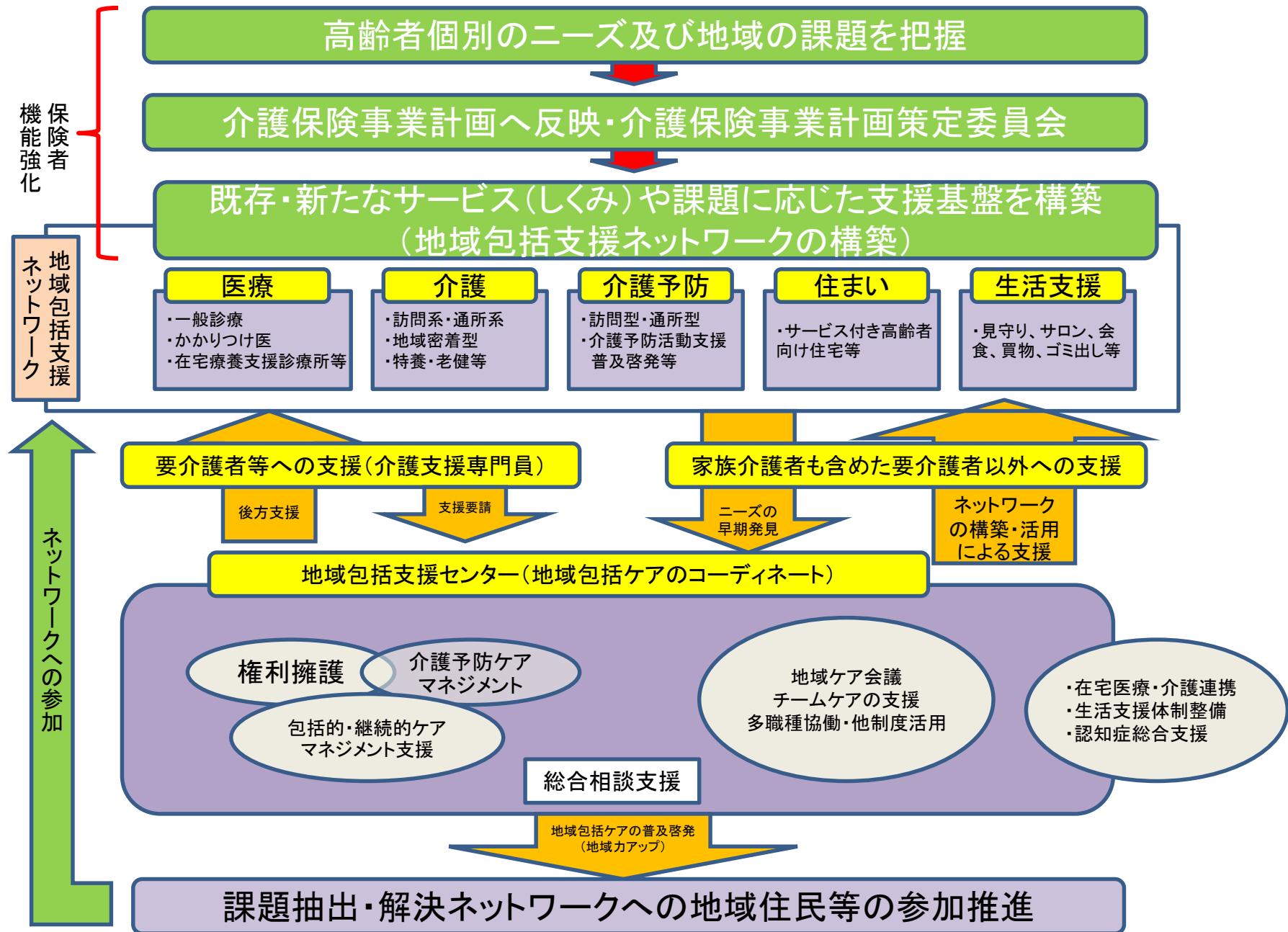
①在宅医療・介護連携の推進

②認知症施策の推進

- ・新オレンジプラン
- ・認知症初期集中支援チーム
- ・認知症地域支援推進員

③生活支援サービスの充実・強化

④地域ケア会議の推進



在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、都市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を都市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護サービス資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討
- 例) 二次医療圏内の病院から退院する事例等について、都道府県、保健所等の支援の下、医療・介護関係者間で情報共有の方法等について協議 等

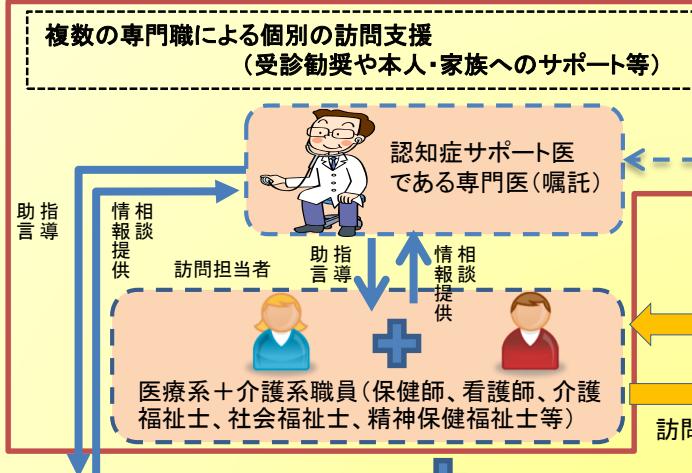
認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

認知症専門医による指導の下(司令塔機能)に早期診断、早期対応に向けて以下の体制を地域包括支援センター等に整備

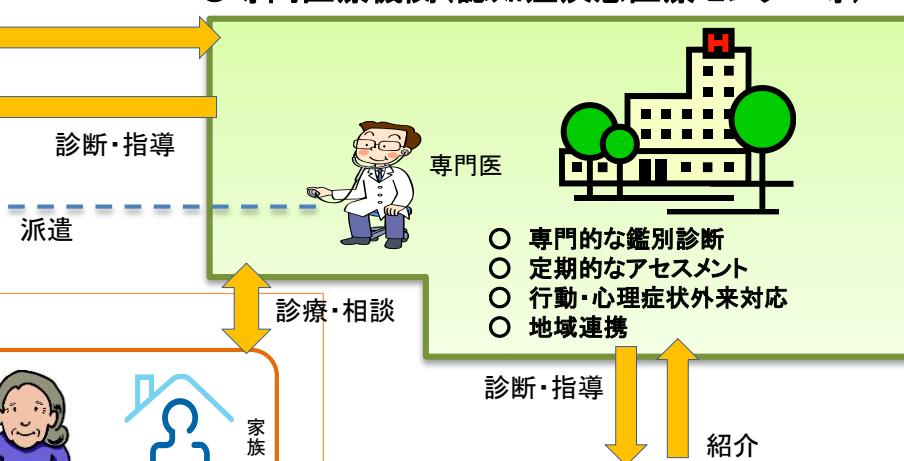
- 認知症初期集中支援チーム** 一複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問(アウトリーチ)し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
(個別の訪問支援)
- 認知症地域支援推進員** 一認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。
(専任の連携支援・相談等)

地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等に設置

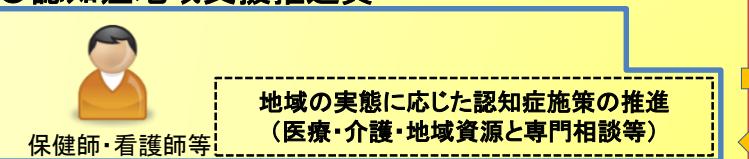
●認知症初期集中支援チーム



●専門医療機関(認知症疾患医療センター等)



●認知症地域支援推進員



《認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ》

- ①訪問支援対象者の把握、②情報収集(本人の生活情報や家族の状況など)、③初回訪問時の支援(認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、本人・家族への心理的サポート)、④観察・評価(認知機能、生活機能、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子のチェック)、
- ⑤専門医を含めたチーム会議の開催(観察・評価内容の確認、支援の方針・内容・頻度等の検討)、⑥初期集中支援の実施(専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身体を整えるケア、生活環境の改善など)、⑦引き継ぎ後のモニタリング

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン) ～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加 2012(平成24)年 462万人(約7人に1人) ⇒ 新 2025(平成37)年 約700万人(約5人に1人)
- ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともにによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。

新オレンジプランの基本的考え方

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

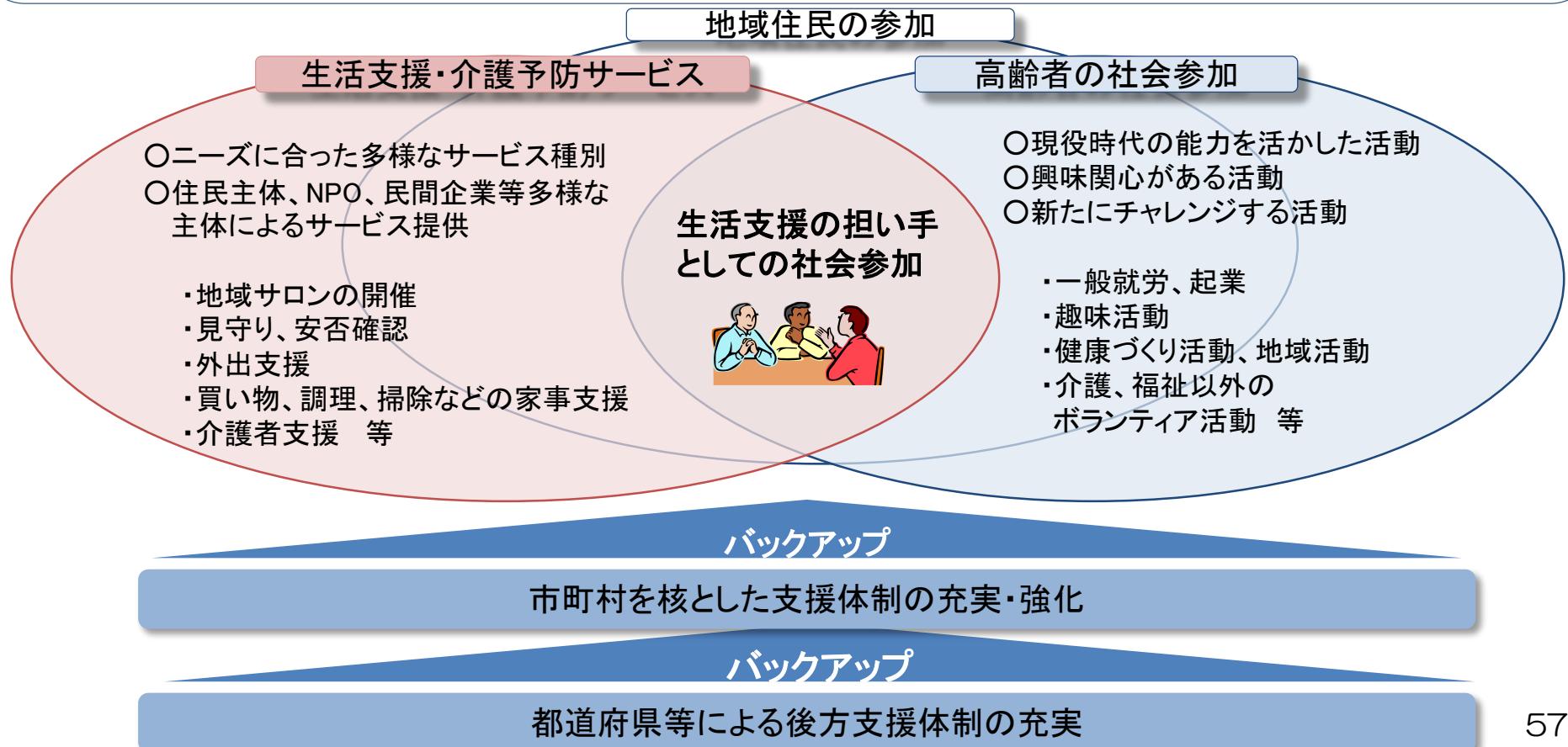
- ・ 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- ・ 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年だが、数値目標は 介護保険に合わせて2017(平成29)年度末等
- ・ 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

七つの柱

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③若年性認知症施策の強化
- ④認知症の人の介護者への支援
- ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦認知症の人やその家族の視点の重視

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



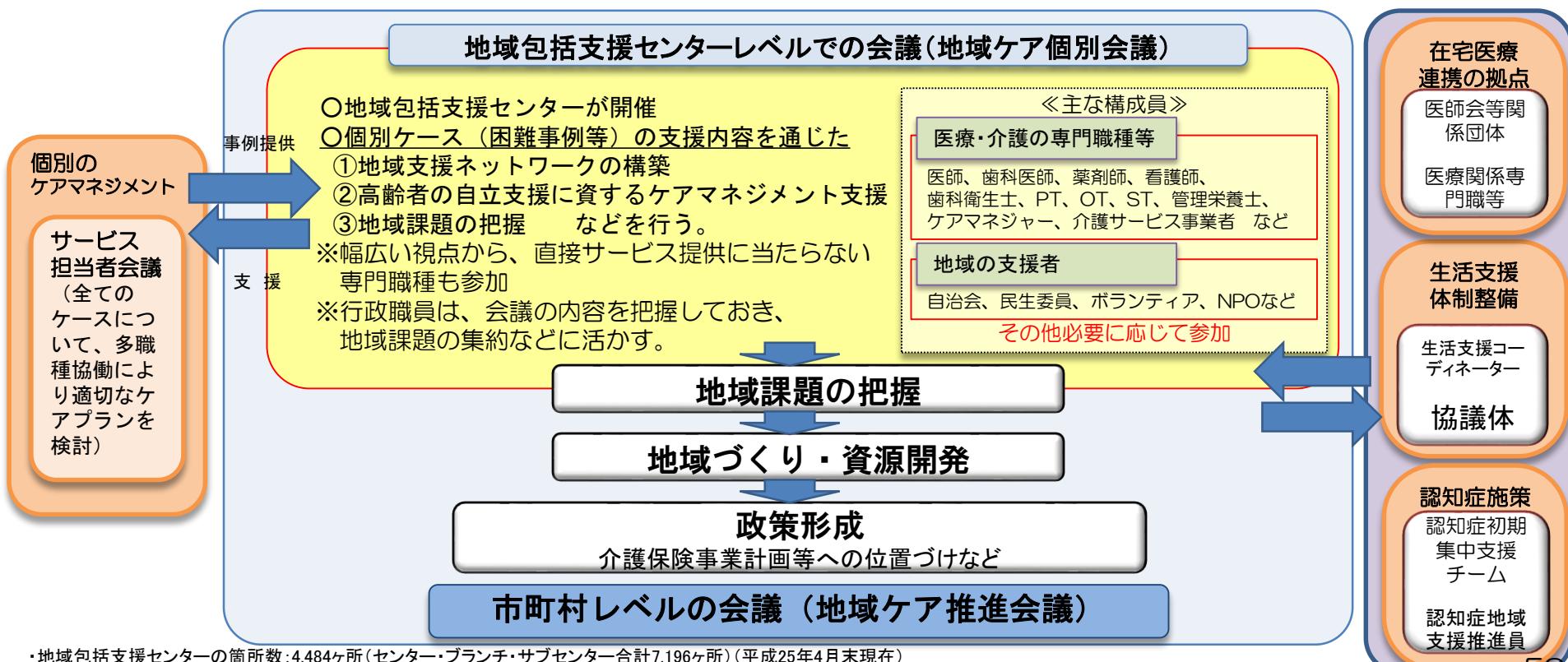
地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業(地域包括支援センターの運営費)とは別枠で計上

(参考)平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。(法第115条の48)

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定など



・地域包括支援センターの箇所数: 4,484ヶ所(センター・プランチ・サブセンター合計7,196ヶ所)(平成25年4月末現在)

・地域ケア会議は全国の保険者で約8割(1,207保険者)で実施(平成24年度末時点)

「地域ケア会議」の5つの機能

機能

具体的内容

規模・範囲・構造

個別ケースの検討

地域課題の検討

地域包括
ケアシステムの実現による
地域住民の安心・安全とQOL向上

個別課題解決機能

ネットワーク構築機能

地域課題発見機能

地域づくり・資源開発機能

政策形成機能

- 地域包括支援ネットワークの構築
- 自立支援に資するケアマネジメントの普及と関係者の共通認識
- 住民との情報共有
- 課題の優先度の判断
- 連携・協働の準備と調整

- 自立支援に資するケアマネジメントの支援
- 支援困難事例等に関する相談・助言
- ※自立支援に資するケアマネジメントとサービス提供の最適な手法を蓄積
- ※参加者の資質向上と関係職種の連携促進
→サービス担当者会議の充実

- 潜在ニーズの顕在化
 - ・サービス資源に関する課題
 - ・ケア提供者の質に関する課題
 - ・利用者、住民等の課題 等
- 顕在ニーズ相互の関連づけ

- 需要に見合ったサービスの基盤整備
- 事業化、施策化
- 介護保険事業計画等への位置づけ
- 国・都道府県への提案

- 有効な課題解決方法の確立と普遍化
- 関係機関の役割分担
- 社会資源の調整
- 新たな資源開発の検討、地域づくり

個別事例ごとに開催

検討結果が個別支援に
フィードバックされる

日常生活圏域ごとに開催

市町村・地域全体で開催

個別事例の課題解決を
蓄積することにより、
地域課題が明らかになり、普
遍化に役立つ

市町村レベルの検討が円滑に進む
よう、圏域内の課題を整理する

地域の関係者の連携を強化するとともに、
住民ニーズとケア資源の現状を共有し、
市町村レベルの対策を協議する

自助・互助・共助・公
助を組み合わせた地
域のケア体制を整備

※地域ケア会議の参加者や規模は、検討内容によって異なる。

第4節 地域包括ケアシステムの現状の把握 と介護支援専門員の役割

P30～P32

1 地域包括ケアシステムの現状の把握の重要性

○地域包括ケアシステムは、利用者の尊厳の保持と自立支援を目指すものであり、介護支援専門員の業務と密接に関連する。

○自分の地域の介護保険事業計画に关心を持つこと。

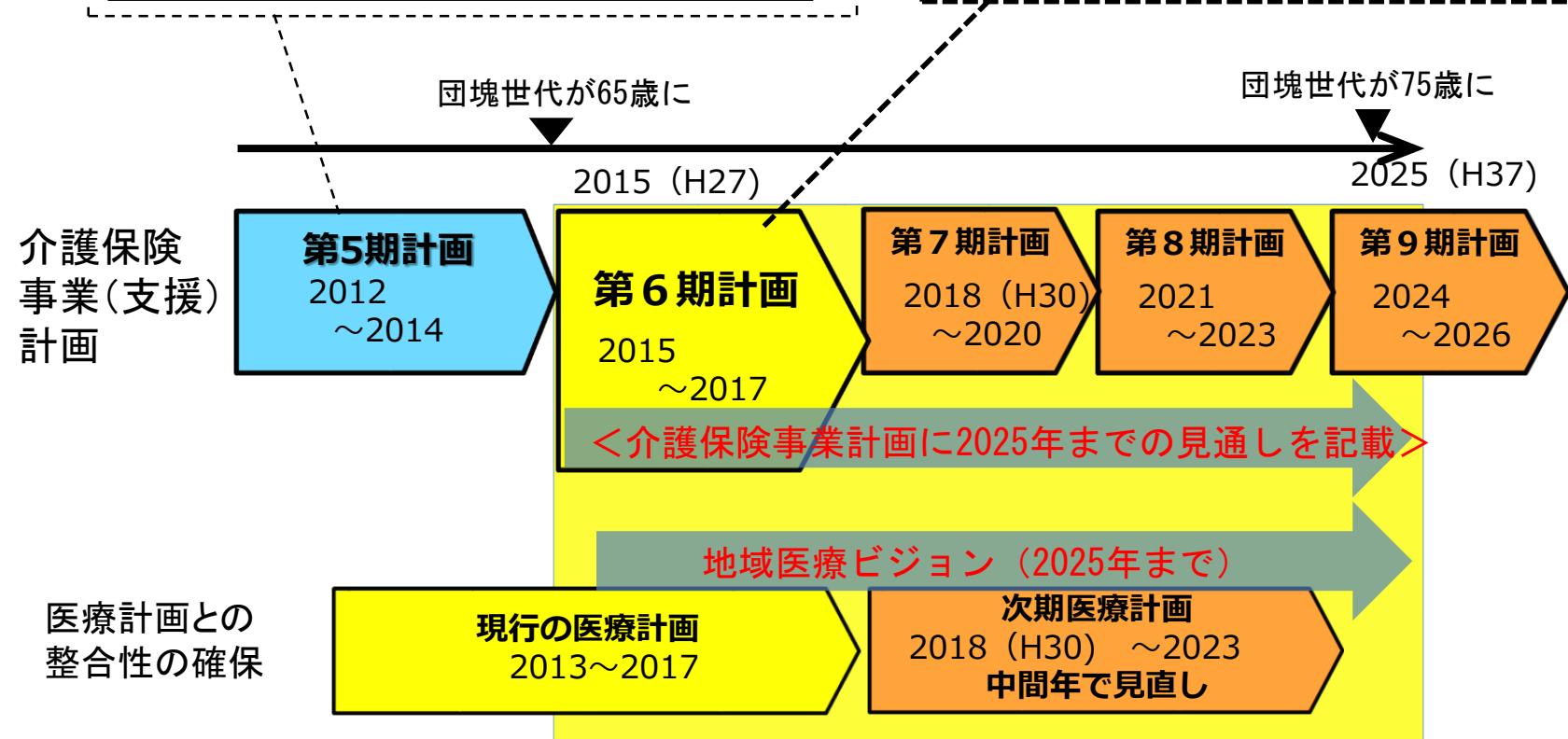
2 地域包括ケアシステムの構築と介護支援専門員の役割

○利用者の尊厳の保持と自立支援を追求し続けることと、業務を通して感じたことに基づき、地域づくりへの提案や参画すること。（地域包括支援センターとの連携、）

2025年を見据えた介護保険事業計画の策定等

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる 地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、 実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート

- 第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



第5節 介護サービスの利用手続き

P33、P45

1 介護サービス利用手続き概要

市町村が被保険者的心身の状態に照らし、サービスの対象になるかどうかを判断する(保険事故に該当するかどうかの判断)

要介護・要支援認定

→ 要介護1～5：介護給付のサービス

→ 要支援1・2：予防給付のサービス
総合事業のサービス

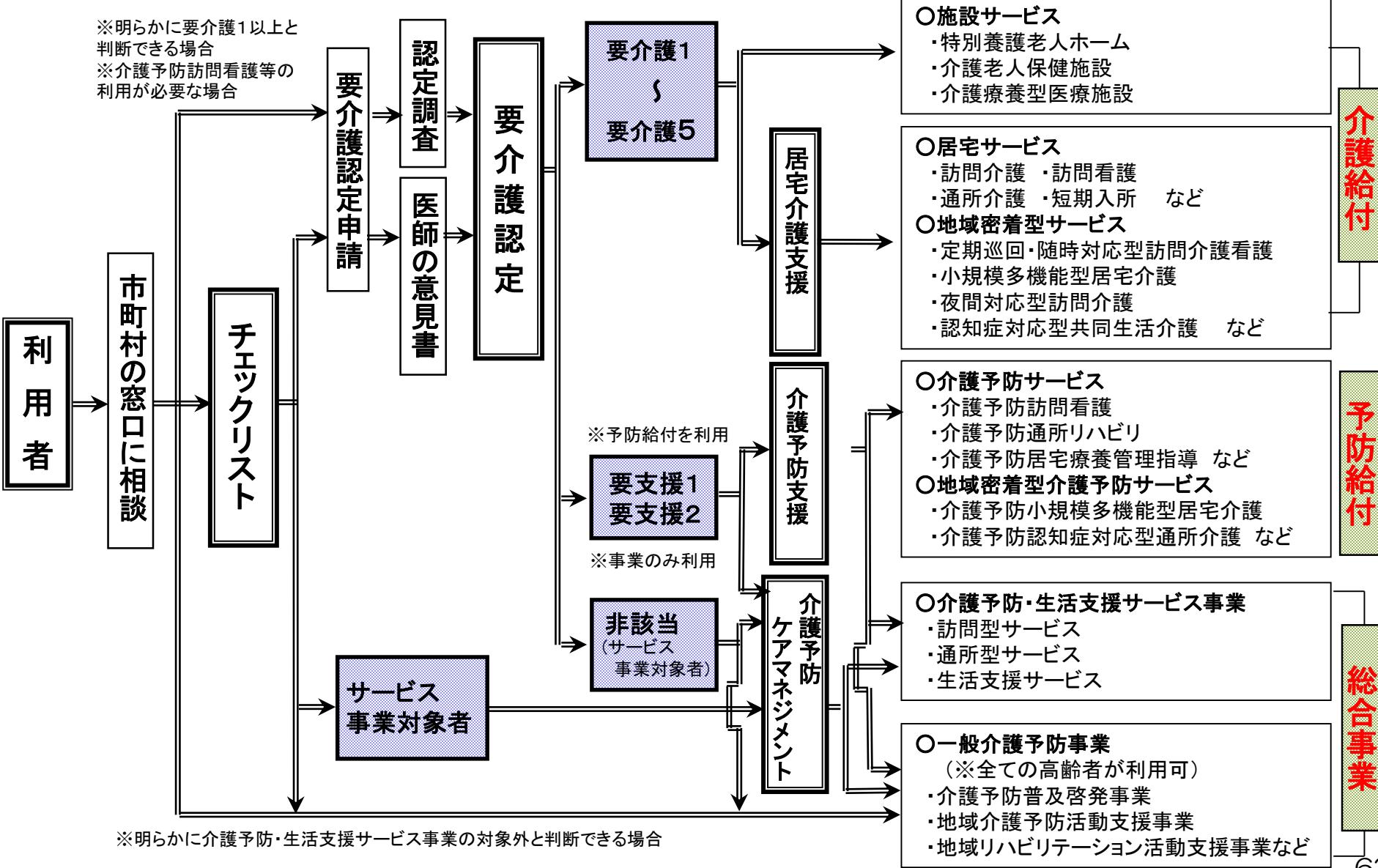
非該当

基本チェックリスト

→ 基本チェックリスト該当者：総合事業のサービス(事業対象者)

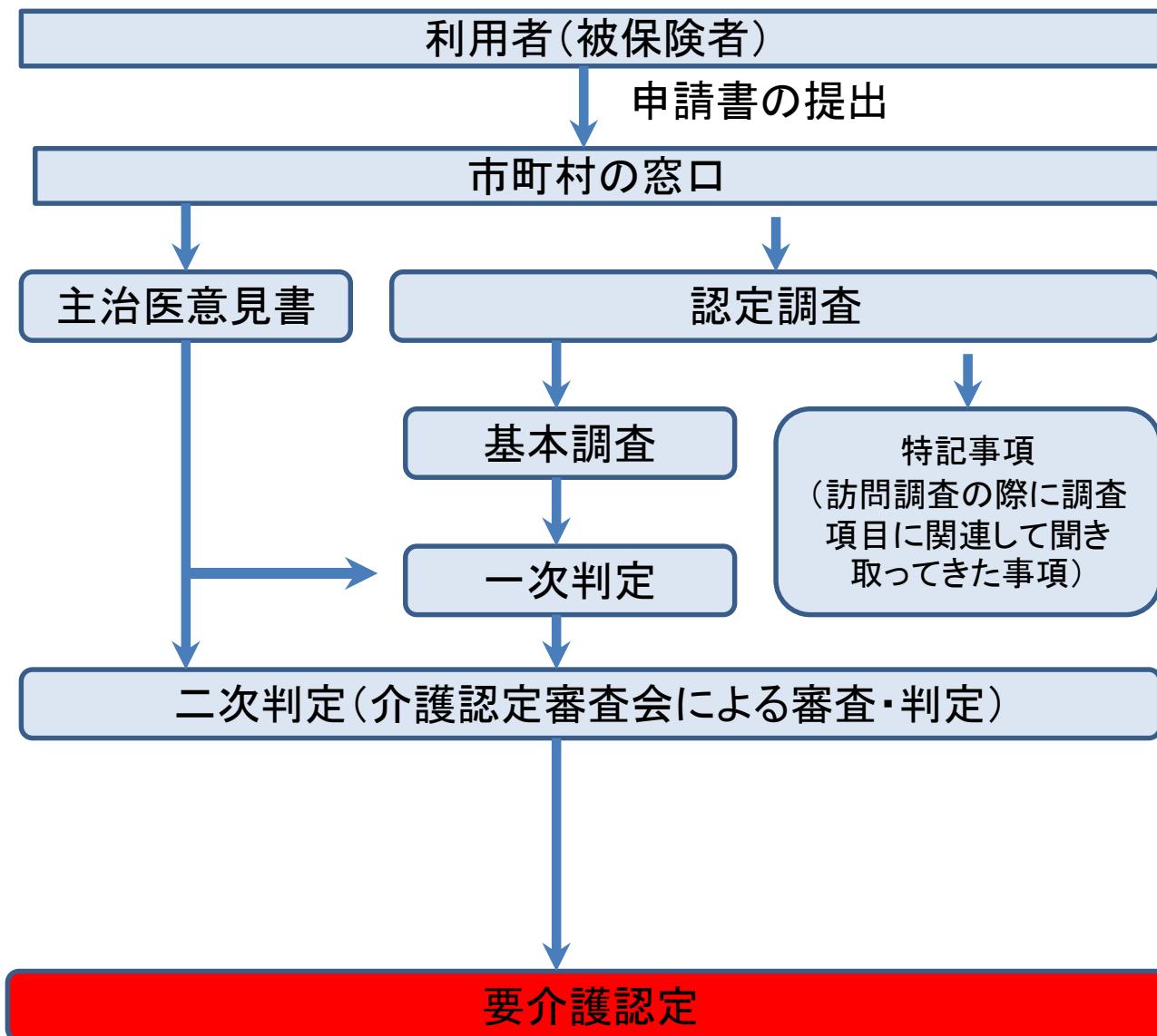
介護サービスの利用の手続き

※明らかに要介護1以上と
判断できる場合
※介護予防訪問看護等の
利用が必要な場合



第5節 介護サービスの利用手続き

P34～P43



3 介護サービス等の利用の申し込み

①現物給付に必要な手続き

利用者が居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書
を市町村に提出(介護支援専門員の代行可)

②居宅サービス計画に組み込まれたサービスは、利用者とそれぞれのサービス事業所が契約をする。

③介護保険施設や特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)などの居住系のサービスは、利用者が直接利用申し込みをして契約する。

確認すべき書類(証)

介護保険被保険者証	
被保険者番号	
被保険者名	
生年月日	昭和 7 年 月 日
交付年月日	平成 21 年 10 月 1 日
保険者番号及び印	岐阜市西中野田北山 倉敷市印

要介護状態区分等	要介護 1
認定年月日	平成 20 年 4 月 23 日
認定の有効期間	平成 20 年 5 月 1 日～平成 22 年 4 月 30 日
居宅サービス等	区分支給限度基準額 平成 20 年 3 月 1 日～平成 22 年 4 月 24 日 1ヶ月あたり 16,580 円位 サービスの種類 増加支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	
給付	
制度	
居宅介護支援事業者は介護予防支援事業者及びその事業所の名称 居宅介護支援事業所	
届出年月日 平成 21 年 10 月 1 日	
届出年月日	
介護保険施設等(種類・名称) 入所・入院等 平成 年 月 日 退所・退院等 平成 年 月 日 入所・入院等 平成 年 月 日 退所・退院等 平成 年 月 日 入所・入院等 平成 年 月 日 退所・退院等 平成 年 月 日	

様式第 1 号(第 1 条関係)

(裏面)

(表面)

注意事項	
一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。	
二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業に要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません)	
三 被保険者の資格がなくなったときは又はこの証の適用期間の終了年月日至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。	
四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出してください。	
五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。利用時支払額を三割とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。	

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被保険者番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
性別	男・女
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号	保険者番号及び印
並びに保険者の名称及び印	

8月1日から7月31日
までが有効期間



介護保険負担限度額認定証	
交付年月日 平成 年 月 日	
被保険者番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日 性別
適用年月日	平成 年 月 日から
有効期限	平成 年 月 日まで
食事の負担限度額	円
居住費又は滞在費の負担限度額	円 円 円 円 円
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

入院時における連携促進(運営基準改正)

改正イメージ	現行
(内容及び手続の説明及び同意) 第四条（略）	(内容及び手続の説明及び同意) 第四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十八条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、 <u>利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができるなどにつき説明を行い、理解を得なければならない。</u>	2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
3 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u>	(新設)

1 課題分析における生活課題の明確化

- ・ケアマネジメントはアセスメントから始まる
- ・予後予測を見通す力が必要
- ・生活課題に対する生活目標を定める重要性
- ・その上で目標を達成するサービスの選択
- ・選択の主体は利用者である

2 介護保険施設の計画担当介護支援専門員の責務

○在宅復帰の視点

○身体的拘束等に関する記録

・身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

1 保険給付

(1) 介護給付の内容

- ・居宅介護サービス費
- ・地域密着型介護サービス費
- ・居宅介護福祉用具購入費
- ・居宅介護住宅改修費
- ・居宅介護サービス計画費
- ・施設介護サービス費
- ・高額サービス費
- ・高額医療合算介護サービス費
- ・特定入所者介護サービス費

第7節 保険給付及び給付管理のしくみ

P50

(2) 利用者の自己負担

- 保険給付の対象となる介護サービス費用の範囲は法令で決められている。
(居住・滞在費、食費、個人の生活用品費等は給付の対象外なので、利用者が負担することが原則)
- 保険給付の割合は、原則9割で、一定所得がある場合は8割又は7割となるので、利用者の自己負担は1割～3割となる。
※自己負担額が一定額を超えると高額サービスの対象に該当
- ただし、居宅介護サービス計画費は、自己負担がなく全額保険給付される。

第7節 保険給付及び給付管理のしくみ

P52～p53

2 介護報酬

(1) 介護報酬とは

- 介護サービスを提供した事業所・施設に市町村が支払う対価

(2) 介護報酬の算定方法

- 国の告示で「介護給付費単位数表」により、サービスの種類ごとに詳細な算定基準を定めている。
- 介護報酬は「単位」で表し、1単位の単価は、人件費の相違を考慮し、地域によって異なっている。
- 介護報酬には、政策的意図を反映するため、加算・減算が設定されている。

第7節 保険給付及び給付管理のしくみ

P54、p55

3 支給限度額

○支給限度額とは、要介護度別に必要なサービス量を想定して、介護給付の上限となる単位数を示したもの。

(例) 要介護1:16,692単位

○支給限度額の対象となるサービスの種類は、居宅サービス計画の対象となる訪問・通所系、短期入所系、福祉用具貸与サービスである(居宅療養管理指導を除く)。

○また、支給限度額の対象となる加算と対象にならない加算があることに留意する必要がある。

第7節 保険給付及び給付管理のしくみ

P54～p57

4 納付管理

- 給付管理業務の必要性は、①サービス利用には利用者の自己負担が伴うこと、②介護給付には上限(支給限度額)が設定されていること、③居宅サービス計画と個別サービス計画の整合性をチェックする仕組みになっていること、の3点である。
- 具体的な給付管理業務の流れ
(注)給付管理については、実習で学ぶべき課題になっているので、実習時に実際の流れを確認すること。

第8節 繼続学習の必要性と具体的な学習方法

P59～p60

1 介護支援専門員の義務

○介護保険法第69条の34第3項

2 具体的な学習方法

- ・ 担当事例の振り返り
- ・ 主任介護支援専門員によるスーパーバイズ
- ・ 市町村が実施する同行研修制度の活用
- ・ 事例検討会等への参加
- ・ 地域ケア会議等の活用
- ・ ネットワークの活用

振り返りとまとめ

- 介護保険制度の枠組みにおける介護支援専門員の位置付け
- 介護保険制度の三つの基本理念、自立支援の四つのポイントと介護支援専門員の役割
- サービス利用手続き
- 保険給付及び給付管理の仕組み
- 継続的学習の必要性